

「公的統計市場に関する年次レポート 2022」

～次代の公的統計の進化を目指して～

2023年5月

 一般社団法人 日本マーケティングリサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

はじめに

2009年3月に公的統計の整備に関する基本的な計画が閣議決定され、この基本計画で民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用することで厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応することの必要性が指摘された。このような背景を踏まえて2008年4月にJMR A内の委員会組織として公的統計基盤整備委員会が設立された。そして、本年度も公的統計市場の動向を的確に捉え公的統計における民間活用の実態と官民双方の要求を明らかにすることで官民の相互理解に資する活動を行うこと、公的統計の諸問題に対し統計調査の受け皿となる民間調査会社の代表として真摯に向き合い継続的な統計の質確保と公的統計市場の発展に繋がる活動を行うこと、これらの活動を通じてさらなる公的統計市場の拡大と受け皿となる民間調査会社から見て魅力ある市場への形成に寄与することを目指して委員会活動を実施した。

本委員会では専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行うために市場動向分析、ガイドライン推進、事業推進の各小委員会を設置設した。市場動向分析小委員会では公的統計における民間活用の市場動向の分析と会員社の参入意欲の促進、受け皿となる会員社のインフラ整備状況の明確化と発注者への情報提供、公的統計に関する最新の動向や課題、統計を中心としたデータ利活用に関する情報提供と意見交換の機会創出を目指して活動を実施した。ガイドライン推進小委員会は統計調査の府省調達における仕様書・要項の明瞭化による入札ハードルの低減、入札ハードルの低減化による府省調達への関心度向上と参加企業の裾野拡大を目的として活動した。事業推進小委員会は各小委員会の事業評価及び目標達成のためのPDCAサイクルの実行支援、統計人材の育成、統計実務・技術の向上ほか新事業の検討及び企画・立案について検討した。

当委員会は、令和4年度（2022年度）の大内賞を受賞した。大内賞受賞は、2008年4月に委員会が設立されて以来の地道な活動を行ってきたことへの評価であるとともに各府省関係者・学識者のご理解・惜しみない援助と、本委員会の設立以来の活動に携わられてきた委員諸氏や関係者の弛まぬ努力によるものと考えている。ここに、関係各位に深甚なる謝意を表したい。

本年度も関係各府省や有識者の方々に講演を依頼し、意見交換を行うとともに、各府省等の要請により委員会等の会議に出席し、民間事業者の立場から意見表明を行った。これは、本委員会の活動が公的統計に関係する諸機関に認知・評価された結果といえ、このような評価を得るに至った活動を支えていただいた関係各府省・諸団体および有識者の方々に、謝意を表するとともに、次年度以降のご指導・ご協力を賜るようお願い申し上げます。なお、本委員の代表幹事として委員会活動牽引してきた中村英朗氏が本年度をもって退任する。本委員会活動に多大な尽力を頂いた中村氏に委員会として謝意を記す。

2023年5月

公的統計基盤整備委員会
委員長 中山 厚穂

目 次

(頁)

はじめに

第1章	公的統計基盤整備委員会の概要	3
1.1	委員会設立の経緯と目的	3
1.1.1	委員会設立の経緯	3
1.1.2	委員会設立の目的	3
1.2	令和4年度(2022年度)「大内賞」の受賞	3
1.2.1	受賞概要及び受賞理由	3
1.2.2	受賞までの主な活動	4
1.3	委員会の運営体制及び委員構成	4
1.3.1	委員会の運営体制	4
1.3.2	参加企業及び委員	6
第2章	委員会の活動報告(全体)	9
2.1	府省との意見交換	9
2.1.1	関係各府省等への表敬訪問	9
2.2	基調講演の企画・開催	10
2.3	関係委員会の傍聴	11
第3章	委員会の活動	15
3.1	市場動向分析小委員会	15
3.1.1	市場動向分析小委員会の活動	15
3.1.2	検討結果の要約	16
3.2	ガイドライン推進小委員会	25
3.2.1	ガイドライン推進小委員会の活動	25
3.2.2	入札案件の仕様書評価の要約	25
3.2.3	3案件の仕様書評価結果	37
第4章	公的統計調査の民間委託	51
4.1	府省における民間活用の状況	51
4.1.1	公的統計調査における府省別の契約状況	51
4.1.2	公的統計調査業務の委託先別の契約状況	53
4.1.3	公共サービス改革法が適用されている公的統計調査業務の契約状況	53
4.2	JMRA会員社における資格保有の状況	54
4.2.1	民間調査会社のISO20252の認証取得状況	54
4.2.2	JMRA会員社における社員の資格保有状況	54
4.3	第IV期公的統計基本計画の概要と当委員会の対応方針について	54
4.3.1	第IV期基本計画の概要	55
4.3.2	民間事業者に関する項目・内容	57
4.3.3	基本計画への当委員会の対応方針	58

<資料編>

資料 1	「調査インフラ等に関する実態調査」報告書	(1)
資料 2	基調講演	(37)

第 1 章 公的統計基盤整備委員会の概要

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1.1 委員会設立の経緯と目的

1.1.1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に新たに統計委員会が発足し、日本の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を『公的統計の整備に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という)』として策定し、2009年3月に閣議決定となった。

「基本計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性があると指摘しており、こうした期待と要請に応じていくため、JMR Aでは幅広く他の業種・業態の企業、団体に参加を呼びかけて、2008年4月にJMR A内の委員会組織として公的統計基盤整備委員会(以下、「当委員会」という)を設立した。

1.1.2 委員会設立の目的

当委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間調査会社としての体制・基盤整備に取り組むとともに、行政府省をはじめとする関係機関や学識者に民間調査会社の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下、公的統計調査業務における民間調査会社の活用が円滑に推進されることを目指す。

また、JMR Aとしては委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して「官・学・民」の連携や友好関係がより一層深まることを目指す。

1.2 令和4年度(2022年度)「大内賞」の受賞

1.2.1 受賞概要及び受賞理由

当委員会は、令和4年度(2022年度)の「大内賞」を受賞した。大内賞は、戦後における我が国の統計の再建に政府の統計委員会委員長として尽力した大内兵衛博士の業績を記念し、我が国の統計の進歩に貢献した個人、団体等を顕彰するものである。昭和28年度(1953年度)に設けられ、令和4年度で70回を迎えた。なお、令和4年度をもって、大内賞はその役割を終えることとなっており、最後の機会に表彰されたことはこの上なく栄誉なことである。

受賞理由は次の通りである。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」で公共サービスの民間開放が打ち出され、それに基づき市場化テストが開始されたことを契機に公的統計基盤整備委員会が設置され、調査業界の各社が公的統計調査の受け皿となり、統計の品質と信頼性を確保するための活動をスタートした。また、同委員会発行の年次レポートを各府省の統計

部局に配布し、公的統計調査と民間調査業界との相互理解の醸成に努める等、我が国の統計の進歩に顕著な貢献をした。

2008年4月に委員会組織として発足し、地道な活動を行って14年目を迎えての受賞である。この間、当委員会に携わっていただいたすべての関係者に心より厚く感謝申し上げます。

1.2.2 受賞までの主な活動

西暦年	主な活動
2008年	委員会発足 初代委員長に島崎哲彦氏(東洋大学教授)就任
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的統計市場に関する年次レポート 2008」発行(以後、本号(2022年)まで15年毎年発行) ・JMR A会員社向け調査(現「調査インフラ等に関する実態調査」)開始 ・「社員・調査員の能力・技術研修検討小委員会(現市場動向分析小委員会)」「民間版ガイドライン検討小委員会(現ガイドライン推進小委員会)」発足
2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」への委員参加 ・日本統計学会の「統計検定検討委員会」への参加
2011年	資格制度検討小委員会発足(～2017年度)
2014年	<ul style="list-style-type: none"> ・中山厚穂氏(東京都立大学教授)委員長就任 ・統計検定受験対策講座の企画・開催(～2019年度)
2015年	統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するWGに参画(プロセス保証の導入、JVでの入札参加を提言)(～2016年度)
2017年	10年間の活動総括となる「公的統計市場に関する年次レポート 2017」発行(府省への契約・調達に関する提言)
2018年	厚生労働省「裁量労働実態調査に関する専門家検討会」に参加(民間のノウハウ、ISO20252に基づく運用の提案)
2019年	統計の信頼回復に向けた支援の表明
2020年	府省とのパートナーシップを強化するための提言(民間事業者の参入意向を高める取り組み等)
2022年	大内賞受賞

1.3 委員会の運営体制及び委員構成

1.3.1 委員会の運営体制

当委員会は2022年6月から2023年5月を2022年度の活動期間とし、月例にて全体会議及び小委員会を計10回(2022年6・8月は定例の休会)、幹事会を計11回(2022年8月は定例の休会)開催した。なお各会議は同日に開催し、「幹事会」「全体会議」「小委員会」の順に行った。

幹事会は第1回目の会議で1年間の活動方針や具体的な取り組み内容を検討し、第2回以降の会議で各委員の活動状況や課題の報告、課題解決に向けた検討の場とした。全体会議は府省とのコンタクト状況、各小員会の活動状況、関連団体及び学会の動向等について担当委員による報告の場とし、全委員でその報告内容を共有した。また幹事会で検討した事案についての承認は、全体会議で行った。小委員会は「市場動向分析」「ガイドライン推進」「事業推進」の3つの小委員会を設置した。

(1) 全体会議

全体会議は全委員が参加する会議とし、2022年7月より月例で開催した。全体会議では各月の活動状況の報告と幹事会で検討された事案についての承認を行った。

(2) 幹事会

幹事会は委員の中から選出した以下のメンバーが参加し、2022年6月より月例で開催した。幹事会では当委員会の1年間の活動方針や具体的な取り組み内容の検討、各月の活動報告と活動上の課題解消についての検討を行った。

担当理事	齋藤 禎彦	(株)サーベイリサーチセンター
委員長	中山 厚穂	東京都立大学経済経営学部
代表幹事	里村 雅幸	(株)アスマーク
代表幹事	鋤柄 卓也	(株)インテージリサーチ
代表幹事	小島 知香子	(株)日経リサーチ
代表幹事	中村 英朗	(株)日本リサーチセンター
幹事	高輪 哲誉	(株)サーベイリサーチセンター
幹事	平栗 紀生	(一社)新情報センター
事務局	小林 恵一	J M R A

(3) 小委員会

当委員会の体制には専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行う組織として、以下の3つの小委員会を設置した。

① 市場動向分析小委員会(担当代表幹事：里村委員、リーダー：高輪委員)

J M R A 会員社に向けた「調査インフラ等に関する実態調査」の企画・実施及び2022年度民間調査会社を活用した統計調査一覧の作成を行った。また、J M R A 会員社に向けた「基調講演」の企画及び開催を行った。

② ガイドライン推進小委員会(担当代表幹事：小島委員、リーダー：平栗委員)

2022年3月に改正された「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」について、2022年度に一般競争入札に付された統計調査から任意に選んだ事業の入札説

明書及び仕様書への反映状況を確認し、受託事業者である民間調査会社の視点から課題等の整理・検討を行った。

③ 事業推進小委員会(担代表幹事兼リーダー：鋤柄委員)

当委員会の事業計画の立案に加えて中長期事業計画と本年度事業の整合性を確認する等、全体会、小委員会活動の進捗管理をおこなった。また府省から寄せられた業務仕様の相談、オンライン化促進の取組に関する評価等、統計精度の向上及び統計の利活用推進に繋がる提案又は支援を実施した。

1.3.2 参加企業及び委員

当委員会は 11 社 1 大学 2 個人会員で構成し、委員 18 名と事務局員 1 名で運営した。

(株)アスマーク	里村 雅幸
(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
(株)インテージリサーチ	芹澤 将樹
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)	渡邊 智彦
(株)サーベイリサーチセンター	齋藤 禎彦
(株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉
(株)サーベイリサーチセンター	土屋 堯
(一社)新情報センター	平栗 紀生
(一社)中央調査社	山田 裕介
東京都立大学経済経営学部	中山 厚穂
(株)日経リサーチ	鈴木 督久
(株)日経リサーチ	小島 知香子
(株)日本リサーチセンター	中村 英朗
(株)ビデオリサーチコミュニケーションズ	桂 健士郎
(株)マーケティング・リサーチ・サービス	佐藤 敬大
(一社)輿論科学協会	小野 功雄
個人会員	中路 達也
個人会員	蓮井 久美子
J M R A	小林 恵一

第 2 章 委員会の活動報告(全体)

第2章 委員会の活動報告(全体)

2.1 府省との意見交換

2.1.1 関係各府省等への表敬訪問

当委員会の活動の一貫として、委員会の年間活動を取りまとめた報告書(公的統計市場に関する年次レポート 2021)を総務省政策統括官(統計制度担当)並びに統計局長、各府省統計主管部署及び関係機関に持参又は郵送した。年次レポートの持参先とは、当委員会の活動内容の説明と提言した「柔軟な契約(入札)方式の採用」「仕様内容の明確化と契約変更への対応」等のテーマで意見交換を行った。

表 2-1-1 コントクト先一覧

府省	コンタクト先(一部は年次レポートの郵送のみ)
総務省	政策統括官(統計制度担当)
	政策統括官(統計制度担当)付 統計企画管理官室付 基本計画担当
	統計局長
	統計局 統計調査部 調査企画課
	統計局 統計調査部 経済統計課
	統計局 統計調査部 消費統計課
	統計局 事業所情報管理課
	公共サービス改革室 官民競争入札等監理委員会事務局
	統計委員会担当室
内閣府	大臣官房企画調整課
	大臣官房政府広報室
	経済社会総合研究所 景気統計部
経済産業省	大臣官房 調査統計グループ 総合調整室
	大臣官房 調査統計グループ 統計企画室
	大臣官房 調査統計グループ 統計情報システム室
	大臣官房 調査統計グループ 調査分析支援室
	大臣官房 調査統計グループ 業務管理室
	大臣官房 調査統計グループ 経済解析室
	大臣官房 調査統計グループ 構造統計室
	大臣官房 調査統計グループ 鉱工業動態統計室
	大臣官房 調査統計グループ サービス動態統計室
	大臣官房 調査統計グループ 企業統計室
農林水産省	大臣官房統計部 統計企画管理官
	大臣官房統計部 生産流通消費統計課 消費統計室
厚生労働省	政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)付 参事官(企画調整担当)付 統計企画調整室
国土交通省	総合政策局 情報政策課
統計センター	統計編成部

2.2 基調講演の企画・開催

2022年度の基調講演は、昨年度に引き続きオンライン方式により4回実施した。テーマへの関心の高さもあり第1回目の参加者が49名(うち34名が当委員会以外)、第2回目が53名(うち39名が当委員会以外)、第3回目が53名(うち42名が当委員会以外)、第4回目が22名(うち17名が当委員会以外)と多数の方に参加いただいた。

第1回目の講演は、2022年12月9日、当委員会と同時に令和4年度(2022年度)の大内賞を受賞された滋賀大学特別招聘教授(元総務省統計局長)川崎茂氏により「公的統計における官民連携について」と題し、これまでの公的統計の民間開放の経緯や、官民の交流、連携を統計行政のご担当者、責任者として取り組まれた事例をご紹介いただき、今後のさらなる連携強化にむけた抱負と期待をご講演いただいた。

2回目は2023年2月10日に、総務省公共サービス改革推進室参事官長瀬正昭氏により「市場化テストの歩みー市場化テストにおける民間事業者の参入を促すとりくみー」と題し、これまでの市場化テストの経緯、制度概要を紹介するとともに、人手不足の進展等事業をめぐる環境が近年大きく変化する中であって、今後とも意欲・ポテンシャルを持つ多くの事業者の参入を促し、競争性の改善を図っていく取組についてご紹介いただいた。

3回目は2023年4月7日に、情報・システム研究機構 統計数理研究所長(現統計委員会委員長)椿広計氏により「公的統計データの品質マネジメント活動～第Ⅳ期公的統計基本計画を中心に～」と題し、椿氏が統計委員会委員長として取りまとめられ、本講演会の時期が閣議決定直後となった「第Ⅳ期公的統計基本計画」の重点テーマ、統計の総合的品質保証に関する具体的な取り組みと今後の展開、国、地方自治体、民間事業者それぞれへの期待についてご講演いただいた。

4回目は2023年5月12日に、長崎県企画部デジタル戦略課長井手潤也氏により「長崎県におけるデータ連携基盤構築について ～「つながる長崎」データ連携基盤整備事業～」と題し、県内全21市町とともに同県が取り組んだデータ連携基盤の構築に関しその背景や、現在の取組、今後の方向性や課題認識についてご紹介いただいた。

いずれの講演も、広く多くの方に取り組みを知っていただきたいという講演の目的・趣旨をご登壇者にもご理解、ご賛同をいただき、中央府省、他の地方自治体や会員社以外の民間企業等当委員会以外の方にも広く参加を募り実施した。各府省統計作成部局の幹部職員をはじめ多数の参加者にご参加いただいた。統計行政や公共調達の未来、官民交流の促進の必要性や、地方行政におけるデータ利活用の状況を知る貴重な機会となった。

表 2-2-1 当委員会における基調講演会

時期	委員会	基調講演タイトル	所属	講師	参加者数
2022年 12月9日	第6回	公的統計における 官民連携について	滋賀大学特別招 聘教授(元総務 省統計局長)	川崎茂氏	49名(うち34 名が当委員 会以外)
2023年 2月10日	第8回	市場化テストの歩 みー市場化テスト における民間事業 者の参入を促すと りくみー	総務省公共サー ビス改革推進室 参事官	長瀬正昭氏	53名(うち39 名が当委員 会以外)
2023年 4月7日	第10回	公的統計データの 品質マネジメント 活動～第IV期公的 統計基本計画を中 心に～	情報・システム 研究機構 統計 数理研究所長 (現統計委員会 委員長)	椿広計氏	53名(うち42 名が当委員 会以外)
2023年 5月12日	第11回	長崎県におけるデー タ連携基盤構築に ついて～「つなが る長崎」データ連 携基盤整備事業～	長崎県企画部デ ジタル戦略課長	井手潤也氏	22名(うち17 名が当委員 会以外)

2.3 関係委員会の傍聴

昨年度に引き続き委員会は原則的にオンラインで行われた。本年度は次にあげるトピックスに着目した。

- ・ 建設工事統計事案を端緒とした公的統計品質向上に向けた具体的な取り組み
- ・ 令和5年度を始期とする「第IV期公的統計基本計画」

傍聴、議事等を確認した委員会、案件は以下の通りである。

表 2-3-1 関係委員会の傍聴

傍聴、議事を確認した 委員会等	開催日	当委員会と関連する主な議題
第 180 回統計委員会・ 第 28 回企画部会 (合同開催)	2022 年 7 月 27 日	・ 公的統計品質向上のための特別検討 チームの審議状況について(報告)
第 181 回統計委員会・ 第 30 回企画部会 (合同開催)	2022 年 8 月 10 日	・ 「公的統計の総合的な品質向上に向けて」 (建議)について ・ 建設工事受注動態統計の遡及改定等につ いて
第 188 回統計委員会・ 第 36 回企画部会	2023 年 2 月 1 日	・ 諮問第 169 号「公的統計の整備に関する 基本的な計画の変更について」
第 189 回統計委員会	2023 年 2 月 21 日	・ 公的統計の総合的な品質向上の取組状況 (統計委員会建議を受けた統計リソース の状況)について
第 190 回統計委員会・ 第 39 回企画部会	2023 年 3 月 7 日	・ 諮問第 169 号の答申「公的統計の整備に 関する基本的な計画の変更について」
第 191 回統計委員会	2023 年 3 月 23 日	・ 諮問第 172 号「日本標準産業分類の変更 について」 ・ 諮問第 171 号「経済センサスー基礎調査 及び経済構造実態調査の変更について」 ・ 諮問第 170 号「経済産業省企業活動基本 調査の変更について」
第 192 回統計委員会	2023 年 4 月 28 日	・ 諮問第 173 号「商業動態統計調査の変更 について」 ・ 令和 6 年度における統計リソースの重点 的な配分に関する建議について

第 3 章 委員会の活動

第3章 委員会の活動

3.1 市場動向分析小委員会

3.1.1 市場動向分析小委員会の活動

(1) 目的

当小委員会の目的は、公的統計市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

(2) 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

(イ) 府省における民間事業者を活用した案件の落札情報

(ロ) 「調査インフラ等に関する実態調査」結果

(3) 検討方法

本年度も昨年度に引き続き、上記に掲げた課題について公的統計市場における情報を収集し、分析を加えた。

府省における民間事業者を活用した案件の落札情報は、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページ、民間の入札情報データベースにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等によって収集を行っている。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

J M R A 会員社を対象とした調査は、2008 年度より数え本年度で 14 回目の調査となった。「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは、10 回目の調査となっている。

(4) 運営体制

当小委員会は、以下のメンバーで運営した。

◎ (株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉
(株)アスマーク	里村 雅幸
(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
(株)インテージリサーチ	芹澤 将樹
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)	渡邊 智彦
(株)ビデオリサーチコミュニケーションズ	桂 健士郎
(株)マーケティング・リサーチ・サービス	佐藤 敬大
個人会員	蓮井 久美子

◎ : リーダー

3.1.2 検討結果の要約

(1) 公的統計の民間開放の状況

2022年度の民間事業者を活用した公的統計は83本、85億3,880万円であった。このうち、JMRA会員社における受託金額の合計は76億3,928万円であり、全体の約89%を占めている。

府省別に見ると、本数では厚生労働省の18本、次いで経済産業省の15本、農林水産省の13本の順となっている。金額では総務省の45.7億円、次いで経済産業省17.2億円、厚生労働省8.7億円の順となっている。

府省によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったことが落札情報の収集活動における課題としてあげられる。各府省における落札情報の掲載状況は表3-1-2にまとめた通り、掲載されている内容やホームページの構造にも差異が認められている。

表3-1-1 2022年度における民間事業者を活用した統計調査の総括

	総計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	団体
総計	83	45	2	30	6
	8,538,806	7,639,288	199,320	635,879	64,319
内閣府	8	5	0	3	0
	235,225	205,909	0	29,316	0
総務省	12	11	0	1	0
	4,573,761	4,569,108	0	4,653	0
財務省	1	1	0	0	0
	42,075	42,075	0	0	0
文部科学省	2	1	0	1	0
	30,614	22,550	0	8,064	0
厚生労働省	18	5	2	11	0
	871,405	499,380	199,320	172,705	0
農林水産省	13	8	0	2	3
	356,243	306,749	0	8,806	40,689
経済産業省	15	9	0	3	3
	1,721,557	1,596,175	0	101,751	23,630
国土交通省	12	5	0	7	0
	694,076	397,342	0	296,734	0
環境省	2	0	0	2	0
	13,850	0	0	13,850	0

注1 表3-1-3を集計、編集して作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位:本)、下段は受託金額(単位:千円)を表す。

注3 受託金額は小数点第2位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 2022年度公的統計の民間開放の状況

2022年度における公的統計の民間開放の状況を把握するにあたっては、主に下記の2ステップで情報収集・整備を行った。

1つ目のステップでは、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。なお、当小委員会での民間事業者の活用とは、「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会等の連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況(統計月報)」総務省政策統括官(統計基準担当)に掲載されている基幹統計及び一般統計、②昨年度の当小委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③前々年度以前の当小委員会の作成資料において調査周期が隔年以上の周期で2022年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧、各府省の統計主管部局や会計課ないしは実施部局への電話での照会、民間企業が提供する入札情報サービス等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、根拠法、委託先、契約金額とした。

表 3-1-2 各府省のホームページにおける落札情報の掲載状況について

	トップページ URL	落札情報ページへのパス					
		1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層
内閣府	https://www.cao.go.jp/	トップページ > 情報提供	> 調達情報	> 【各種公表物】 公共調達に関する公表（契約状況の公表）	競争入札を実施した契約に関する情報（物品役務等）		
総務省統計局	https://www.stat.go.jp/	トップページ > 広報・募集	調達情報	公共調達の適正化に基づく公表	該当年・月のPDFまたはエクセル選択		
総務省	http://www.soumu.go.jp/	トップページ【申請・手続】（画面上部バナー）	調達情報・電子入札	調達情報	【総務省内の調達情報提供】大臣官房会計課など各部署、施設を選択	公共調達に係る公表※大臣官房会計課の場合	該当年・月のPDFまたはエクセル選択
財務省	https://www.mof.go.jp/	トップページ > 申請・お問合せ	> 調達情報	【適正な公共調達への取り組み】> 公共調達の適正化に係る情報の公表	2. 財務省本省における公共調達の適正化に係る公表	該当年・月のエクセル選択	
厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/	トップページ【申請・募集・情報公開】（画面上部の右端） > 調達情報	公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく公表	該当契約年度選択	厚生労働本省※本省の場合	一般会計>競争入札に係る情報の公表（物品役務等） 随意契約に係る情報の公表（物品役務等）	
農林水産省	https://www.maff.go.jp/	トップページ > 申請・お問い合わせ（上部バナー）	調達情報・公表事項	【入札情報】公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく公表>契約に関する情報の公表	農林水産省本省における契約に係る情報の公表>一般会計（農林水産研修所、森林技術総合研修所、漁業調整事務所含む） ※本省の場合	一般競争入札・指名競争入札（物品役務等） 随意契約（物品役務等）	
経済産業省	https://www.meti.go.jp/	トップページ > 申請・お問い合わせ（画面上）	調達・予算執行	入札結果・契約結果	該当年の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択	月ごとにシートが分かれている中から選択	
国土交通省	https://www.mlit.go.jp/	トップページ > 申請・お問い合わせ（上部バナー）	調達情報	【3. その他の情報公開】（8）契約に係る情報の公表	公共調達の適正化に係る情報等の公表について	組織別選択（本省>大臣官房会計課等 2段階）	該当年選択
環境省	https://www.env.go.jp/	トップページ > 申請・手続（画面上部）	調達情報	過去の契約情報 適正な公共調達への取組	契約締結情報の公表 契約に係る情報の公表	該当契約年選択	競争入札・随意契約選択 ※ページ上の表記は「随時契約」となっている
文部科学省	https://www.mext.go.jp/	トップページ > 会見・報道・お知らせ	調達総合案内	契約情報の公表	物品製造等 / 建設工事	平成22年度以前の契約情報の公表【物品製造等】 / 平成23年度以降の契約情報の公表【物品製造等】	検索条件入力画面

	落札情報の掲載特徴					
	予定価格	落札率	案件の掲載期間	案件の掲載単位	個別案件の表示形式	その他特徴
内閣府	非公表	非公表	2017/4～	1年	P D F ・ C S V 形式	
総務省統計局	あり	あり	直近1年間（ただし、直近分の公表まで3か月程度を要する）	1か月	P D F ・ エクセル形式	
総務省	あり	あり	直近1年間	1か月	P D F ・ エクセル形式	
財務省	一部非公表	一部非公表	2016/2～	1か月	エクセル形式	
厚生労働省	平成18～22年まではなし。平成23年以降あり。	平成18～22年まではなし。平成23年以降あり。	2006/4～	1年	P D F ・ エクセル形式 ※エクセル形式は2012年～	
農林水産省	一部非公表	一部非公表	2017/4～	1か月	P D F ・ エクセル形式	
経済産業省	あり ※非公表の場合が多い	あり ※非公表の場合が多い	2016/4～	1年（平成28年以降は月ごとにシート分割）	平成26・27年は h t m l 形式、平成28年以降はエクセル形式	
国土交通省	あり	あり	2013/4～	1年	エクセル形式	競争と随意契約→各部局ごと、でページが分かれている。
環境省	あり ※非公表の場合が多い	あり ※非公表の場合が多い	2017/4～	1年	エクセル形式	
文部科学省	一部非公表	一部非公表	2006/10～	1か月	h t m l 形式	不落随意契約の有無 成果物（報告書等） 問い合わせ先の記載あり

表 3-1-3 2022 年度民間事業者を活用した統計調査

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
総合計							8,546,945,837	
【内閣府】							235,225,316	
1	一般	消費動向調査 経済社会総合研究所景気統計部	郵送・オンライン・調査員	毎月	会計	JMRA会員社	98,450,000 (196,900,000)	2-②
2	一般	企業行動に関するアンケート調査 経済社会総合研究所景気統計部	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	10,010,000	
3	一般	民間企業投資・除却調査 経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	48,499,000	
4	一般	民間非営利団体実態調査 経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,428,496	
5	一般	青少年のインターネット利用環境実態調査 青少年環境整備担当	郵送・オンライン・調査員	毎年	会計	JMRA会員社	37,400,000	
6	一般	法人企業景気予測調査 経済社会総合研究所景気統計部(財務省)財務総合政策研究所調査統計部調査統計課	郵送・オンライン	四半期	会計	その他の民間	10,687,820	
7	一般	高齢者の健康に関する調査 政策統括官(政策調整担当)付参事官(高齢社会対策担当)	郵送・オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	11,550,000	
8	一般	市民の社会貢献に関する実態調査 政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当)	郵送・オンライン	3年	会計	その他の民間	13,200,000	
【総務省】							4,573,781,150	
9	基幹	科学技術研究調査 統計局統計調査部経済統計課科学技術研究調査係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	21,283,150 (85,132,600)	4-③
10	一般	サービス産業動向調査(B) 統計局統計調査部経済統計課	郵送・オンライン・調査員	毎月	会計	JMRA会員社	482,900,000 (965,800,000)	2-①
11	一般	家計消費状況調査(A) 統計局統計調査部消費統計課家計收支調査企画係	郵送・オンライン・調査員	毎月	会計	JMRA会員社	686,000,000 (2,058,000,000)	3-①
12	一般	家計消費単身モニター調査 統計局統計調査部消費統計課家計收支調査企画係	オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	368,500,000 (1,474,000,000)	4-①
13	一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) 情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室統計企画係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	6,853,000	
14	一般	通信利用動向調査 情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室統計企画係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	57,728,000	
15	基幹	個人企業経済調査 統計局統計調査部経済統計課個人企業経済調査係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	109,560,000 (547,800,000)	5-①
16	一般	経済センサス-基礎調査試験調査 統計局事業所情報管理課	郵送・オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	39,545,000	
17	一般	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査) 政策統括官(統計制度担当)付統計基準・産業連関表・調査技術担当統計審査官室(産業連関表担当)	郵送・オンライン	5年	会計	JMRA会員社	26,400,000	
18	一般	令和7年国勢調査第1次試験調査 統計局統計調査部国勢統計課	郵送・オンライン・調査員	1回限り	会計	その他の民間	4,653,000	
19	基幹	2022年経済構造実態調査の実施等業務及び2022年経済産業省企業活動基本調査の準備業務 統計局統計調査部経済統計課	郵送・オンライン	毎年(経済センサス活動調査実施年を除く)	会計	JMRA会員社	2,067,780,000	
20	基幹	2022年経済産業省企業活動基本調査及び2022年経済構造実態調査 統計局統計調査部経済統計課	郵送・オンライン	毎年(経済センサス活動調査実施年を除く)	会計	JMRA会員社	702,559,000	
【財務省】							42,075,000	
21	基幹	民間給与実態統計調査 国税庁長官官房企画課データ活用推進室調査統計係	郵送・オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	42,075,000	
【文部科学省】							30,613,651	
22	一般	民間企業の研究活動に関する調査 科学技術・学術政策研究所第2研究グループ	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,063,651	
23	一般	全国イノベーション調査 科学技術・学術政策研究所第1研究グループ	郵送・オンライン	2年	会計	JMRA会員社	22,550,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【厚生労働省】							879,544,551	
24	一般	雇用動向調査 政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	44,330,000	
25	一般	就労条件総合調査 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室	郵送・オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	19,800,000 (59,400,000)	3-③
26	一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 政策統括官付参事官付社会統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	341,847,000 (1,025,541,000)	3-②
27	一般	能力開発基本調査 人材開発統括官付政策企画室	郵送・オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	45,442,535 (136,327,606)	3-③
28	一般	消費生活協同組合(連合会)実態調査 社会・援護局地域福祉課生協第二係	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,684,000	
29	一般	雇用均等基本調査 雇用環境・均等局雇用機会均等課政策係	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,140,000	
30	一般	病院報告 政策統括官付参事官付保健統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	5,715,600	
31	一般	人口動態調査 政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	8,547,000	
32	一般	第12回21世紀出生児縦断調査 政策統括官付参事官付世帯統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,800,000	
33	一般	医療施設動態調査 政策統括官付参事官付保健統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	5,690,916	
34	基幹	国民生活基礎調査 政策統括官付参事官付世帯統計室	調査員	毎年	会計	その他の民間	76,780,000	
35	一般	社会保障生計調査 社会・援護局保護課調査係	調査員	毎年	会計	その他の民間	14,300,000	
36	一般	第11回21世紀成年者縦断調査【平成24年成年者】及び第18回中高年者縦断調査 政策統括官付参事官付世帯統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	7,969,500	
37	一般	人生の最終段階における医療に関する意識調査 医政局地域医療計画課在宅医療推進室	郵送	5年	会計	シンクタンク	22,770,000	
38	一般	介護事業実態調査(介護事業経営概況調査) 老健局老人保健課	郵送・オンライン	3年	会計	シンクタンク	176,550,000	
39	一般	最低賃金に関する基礎調査 労働基準局賃金課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	37,290,000	
40	一般	賃金構造基本統計調査の一部調査対象に係る調査 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	47,960,000	
41	一般	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 社会・援護局保護課	郵送・調査員	3年	会計	その他の民間	4,928,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【農林水産省】							356,243,433	
42	一般	畜産物流通調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・調査員	実施日	会計	団体	2,915,000	
43	基幹	牛乳乳製品統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎月	会計	JMRA会員社	12,100,000 (48,400,000)	4-②
44	一般	木材流通統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX	毎月	公共	団体	4,774,000 (23,870,000)	5-④
45	一般	内水面漁業生産統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎年	公共	JMRA会員社	56,465,200 (282,326,000)	5-④
46	一般	農産物価統計調査 大臣官房統計部経営・構造統計課	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎月	公共	JMRA会員社	123,200,000 (616,000,000)	5-③
47	一般	6次産業化総合調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎年	会計	JMRA会員社	60,500,000	
48	一般	野生鳥獣資源利用実態調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	その他の民間	3,888,500	
49	一般	水産物流通調査(産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査) 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎月	公共	JMRA会員社	18,333,333 (55,000,000)	3-②
50	一般	水産物流通調査(産地水産物流通調査及び水揚量・価格情報委) 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎年	公共	団体	33,000,000 (99,000,000)	3-②
51	一般	木材統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎月	会計	JMRA会員社	28,600,000 (143,000,000)	5-②
52	一般	鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎月	会計	JMRA会員社	6,556,000 (32,780,000)	5-②
53	一般	花木等生産状況調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	JMRA会員社	994,400	
54	一般	水産加工業経営実態調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン	1回限り	会計	その他の民間	4,917,000	
【経済産業省】							1,721,556,836	
55	一般	海外事業活動基本調査 大臣官房調査統計グループ企業統計室	郵送・オンライン	毎年	公共	その他の民間	65,792,483 (194,007,936)	3-①
56	一般	海外現地法人四半期調査 大臣官房調査統計グループ企業統計室海外現地法人統計班	郵送・オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	18,095,000 (72,380,000)	4-③
57	一般	特定サービス産業動態統計調査 大臣官房調査統計グループサービス動態統計室サービス産業動態統計班	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	40,700,000 (162,800,000)	4-③
58	一般	工場立地動向調査 地域経済産業グループ地域企業高度化推進課	郵送・オンライン	半年	会計	その他の民間	2,079,000	
59	一般	容器包装利用・製造等実態調査 産業技術環境局資源循環経済課	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	JMRA会員社	24,310,000	
60	一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報に関する統計調査 製造産業局金属課	郵送・オンライン	毎月	会計	団体	1,112,100	
61	基幹	商業動態統計調査 大臣官房調査統計グループサービス動態統計室商業動態統計班	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	335,500,000 (335,500,000)	3-②
62	基幹	生産動態統計調査 大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	434,500,000	
63	一般	製造工業生産予測調査 大臣官房調査統計グループ経済解析室	郵送・オンライン	毎月	会計	団体	3,289,000	
64	一般	産業連関構造調査(商業マージン調査) 大臣官房調査統計グループ経済解析室	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	7,444,800	
65	一般	エネルギー消費状況調査(エネルギー消費統計調査) 資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	409,004,925	
66	基幹	石油製品需給動態統計調査 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	62,987,348 (251,949,393)	4-②
67	基幹	経済産業省特定業種石油等消費統計調査 資源エネルギー庁長官官房総務課	郵送・オンライン	毎月	会計	団体	19,228,846	
68	一般	知的財産活動調査 特許庁総務部企画調査課知財動向班	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	33,880,000	
69	一般	中小企業実態基本調査 中小企業庁事業環境部企画課調査室	郵送	毎年	公共	JMRA会員社	263,633,333 (790,900,000)	3-①

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【国土交通省】							694,075,800	
70	一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 総合政策局情報政策課建設経済統計調査室	郵送・オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	11,462,000	
71	一般	建設関連業等の動態調査 総合政策局情報政策課建設経済統計調査室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	3,245,000 (9,735,000)	3-①
72	基幹	自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室	郵送・オンライン・FAX	毎月	会計	その他の民間	41,690,000	
73	基幹	内航船舶輸送統計調査 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室	郵送・オンライン・FAX	毎月	会計	JMRA会員社	10,780,000	
74	一般	住宅市場動向調査 住宅局住宅政策課	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	22,000,000	
75	一般	建設資材・労働力需要実態調査 不動産・建設経済局建設市場整備課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,830,000	
76	一般	国際航空旅客動態調査 航空局航空ネットワーク部空港計画課	調査員	毎年	公共	その他の民間	69,850,000 (209,550,000)	3-③
77	一般	国際航空貨物動態調査及び航空貨物動態調査 航空ネットワーク部空港計画課	郵送・オンライン	2年	会計	その他の民間	28,600,000	
78	一般	令和5年住生活総合調査試験調査 国土交通省住宅局住宅企画官付	郵送・オンライン	1回限り	会計	その他の民間	16,984,000	
79	一般	旅行・観光消費動向調査 観光庁観光戦略課観光統計調査室	郵送・オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	74,800,000	
80	一般	宿泊旅行統計調査 観光庁観光戦略課観光統計調査室	郵送・オンライン	毎月	公共	その他の民間	130,534,800	
81	一般	訪日外国人消費動向調査 観光庁観光戦略課観光統計調査室	調査員	四半期	会計	JMRA会員社	278,300,000	
【環境省】							13,850,100	
82	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 環境再生・資源循環局廃棄物規制課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,761,000	
83	一般	環境保健サーベイランス調査(6歳児) 大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室	郵送	毎年	会計	その他の民間	11,089,100	

注1 JMRA公的統計基盤整備委員会調べ。情報ソースは下記の通りである。

- (1)総務省政策統括官(統計基準担当)「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」
- (2)各府省ホームページにおける落札情報
- (3)実施部局等へのヒアリング
- (4)民間企業が提供する入札情報サービス

注2 各欄における語句等の補足及び注釈は下記の通りである。

種別 基幹:基幹統計、一般:一般統計

根拠法 公共:公共サービス改革法、会計:会計法

委託先 1.JMRA会員社(賛助会員社含む)、2.シンクタンク、3.その他の民間企業、4.団体に区分。

契約金額 ()内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考 例えば、3-③は3年契約の3年目であることを表す。

注3 複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注4 複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額(総額)を契約年数で単純に除した金額を記載している。

(3) 公的統計調査に付随して発生する実査を伴わない役務について

公的統計市場において、実査を伴う調査業務は経費率が高く、大規模業務ともなると高い業務リスクが伴う場合が多い。他方で、公的統計調査に付随して発生する実査を伴わない役務についても民間事業者を活用した事例も散見される。2019年度より新しい試みとして、公的統計市場参入の間口を広げることに寄与することを目的に、当該事例のリストアップを試行的に行っている。具体的には、表3-1-4にあるような集計・分析、調査・研究、システム開発、研修サービス等の役務となっており、大規模な実査に対応が難しい会社でも受託可能な市場であることがわかる。

表 3-1-4 2022 年度民間事業者を活用した統計調査(実査を含まない案件)

案件名	役務分類	府省	落札価格
【集計・分析】			43,635,020
令和3年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析における統計表作成等事業	集計・分析	経済産業省	24,750,000
「統計情報データベース」登録用データの作成等一式(平成30年及び令和元年国民生活基礎調査9767ファイル)	集計・分析	厚生労働省	2,808,520
総務省統計局ホームページにおけるアクセスログ解析の請負	集計・分析	総務省	2,178,000
人工衛星からの取得データを利用した米統計調査業務	集計・分析	農林水産省	10,989,000
防衛省建設工事の魅力化に向けた統計資料の作成(その3)	集計・分析	防衛省	2,909,500
【調査・研究】			274,934,508
令和3年度経済産業省生産動態統計調査の品目見直し等に関する調査研究	調査・研究	経済産業省	27,009,620
令和3年度統計調査業務改善に関する調査研究事業	調査・研究	経済産業省	23,690,920
令和3年度経済産業省統計調査名簿整備に係る調査研究	調査・研究	経済産業省	15,950,000
令和3年度商業動態統計調査の見直しに関する調査研究	調査・研究	経済産業省	13,200,000
令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業(統計の活用促進に繋がるコンテンツ開発とその成果の調査・分析事業)	調査・研究	経済産業省	9,900,000
令和3年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業(諸外国における行政データと統計データの一体的運用の実態に関する調査)	調査・研究	経済産業省	9,350,000
厚生労働省統計研修に係る調査研究等一式	調査・研究	厚生労働省	54,145,740
第4期小売物価統計調査システム基本構想策定支援業務の請負一式	調査・研究	総務省	24,000,000
事業所母集団情報の整備及び統計的利活用のための調査研究	調査・研究	総務省	17,700,000
ビッグデータ等を活用した統計作成の推進に向けた調査研究一式	調査・研究	総務省	14,000,000
政府関係法人等が実施する統計調査等の品質表示等に関する調査研究業務	調査・研究	総務省	10,600,000
農業経営統計調査に係る生産・経営管理データの活用に関する実証調査業務	調査・研究	農林水産省	14,520,000
農業経営統計調査の民間活用拡大に向けた検討調査業務	調査・研究	農林水産省	12,980,000
農業経営統計調査等に係る農作業名語彙変換API実証調査業務	調査・研究	農林水産省	8,580,000
外れ値等の解析による統計的手法を用いた自動審査モデルの実証調査業務	調査・研究	農林水産省	6,380,000
令和3年度 民間企業の研究活動に関する調査に係る統計業務	調査・研究	文部科学省	7,368,936
令和3年度「EBPMをはじめとした統計改革を推進するための調査研究」	調査・研究	文部科学省	5,559,290
【システム開発】			290,867,132
毎月勤労統計調査の全国集計移行・開発業務一式	システム開発	厚生労働省	89,100,000
毎月勤労統計調査オンラインシステムの更改等業務の調達手続き支援及び工程管理業務	システム開発	厚生労働省	60,500,000
厚生労働省統計処理システムにおけるDICS64ツールの改修業務一式	システム開発	厚生労働省	4,984,650
自動車輸送統計調査に係る政府統計共同利用システムに実装するオンライン調査用電子調査票作成等業務	システム開発	国土交通省	4,356,000
令和5年住宅・土地統計調査のオンライン調査に向けたシステムの開発等業務	システム開発	総務省	9,318,000
令和5年住宅・土地統計調査試験調査におけるシステム構築、運用等業務	システム開発	総務省	6,935,000
「機械受注統計調査票の回収システム」の提供	システム開発	内閣府	3,732,000
農林水産統計システムの農業経営統計調査集計プログラム修正業務一式	システム開発	農林水産省	22,000,000
農林水産統計システムの作物統計調査集計プログラム修正業務一式	システム開発	農林水産省	18,975,000
農林水産統計システムの農業構造動態調査集計プログラム修正業務一式	システム開発	農林水産省	15,037,000
農林水産統計システムの漁業構造動態調査集計プログラム修正業務一式	システム開発	農林水産省	13,112,000
農林水産統計システムの青果物卸売市場調査集計プログラム開発・修正業務一式	システム開発	農林水産省	10,560,000
農林水産統計システムのオンライン調査回答のデータ変換処理プログラム開発・修正業務	システム開発	農林水産省	6,563,700
農林水産統計システムの畜産統計調査集計プログラム修正業務	システム開発	農林水産省	4,290,891
農林水産統計システムのOCR調査票への調査客情報印刷処理プログラム修正業務	システム開発	農林水産省	902,891
政府統計共同利用システムに係る自動連携及び集計システムの改修(社会教育調査)一式	システム開発	文部科学省	17,900,000
令和4年度学校教員統計調査実施に係る電子調査票の設計・開発業務一式	システム開発	文部科学省	2,600,000
【研修サービス】			11,366,585
統計研修のWebセミナー運営に係る請負業務一式	研修サービス	総務省	6,366,585
統計データ活用に係る地方公共団体向け学習コンテンツ作成業務	研修サービス	総務省	5,000,000

3.2 ガイドライン推進小委員会

3.2.1 ガイドライン推進小委員会の活動

(1) 目的

当小委員会の目的は、民間企業の府省委託業務への参入意欲を高めるため、参入障壁となっている課題の解消に向けた活動を行なうことである。

(2) 検討課題

当小委員会では、主に以下の課題について取り組んだ。

- (イ) 受託事業者視点による統計調査入札説明書及び仕様書・要領等の確認、評価
- (ロ) 会員社の統計調査市場参入に向けた情報提供と相談窓口の設置

(3) 運営体制

当小委員会は、以下のメンバーで運営した。

◎(一社)新情報センター	平栗 紀生
(株)サーベイリサーチセンター	土屋 堯
(一社)中央調査社	山田 裕介
(株)日経リサーチ	小島 知香子
(株)日本リサーチセンター	中村 英朗
(一社)輿論科学協会	小野 功雄

◎：リーダー

3.2.2 入札案件の仕様書評価の要約

(1) 評価項目の設定

評価項目は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(令和4年3月23日改正)」に準拠して作成した。加えて「実施要領における競争性改善上のチェックポイント(平成27年3月)」から6項目、「官民競争入札および民間競争入札の実施要綱に関する指針(平成31年3月)」から3項目、「統計調査業務に関する民間競争入札実施要領(平成24年4月)」から2項目の合計11項目を新たに追加した。これは、民間調査会社の公的統計参入における課題を踏まえて、ガイドラインに留まらず受託事業者として仕様書記述に期待するポイントを加えることで、より実効性のある仕様書評価とするためである。

これらの追加項目を「1 委託先の適切な選定」に5項目、「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保」に6項目加え、ガイドラインの別紙53項目と併せて全128項目のチェックリストとした。

チェックリストによる仕様書の評価方法は、これまで当小委員会が実施してきた方法を踏襲し、各評価項目について下記の判定基準に基づき「○」「△」「×」の判定を行った。

【判定基準】

「○」：ガイドラインの求める事項が入札説明書・仕様書等に記載されている、又は扱いが妥当と判断される項目。

「△」：記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目

「×」：記載されていない、又は扱いが妥当ではないと判断される項目

(2) 対象とした仕様書の概要

評価対象案件は、公的統計への新規参入のしやすさを計る観点から、受託金額やJMR A 会員社の受託有無、過去の当小委員会での取り扱い有無等を総合的に勘案し、表 3-2-1 の3事業を選定した。なお、「民間給与実態統計調査」は平成21年から令和4年まで公共サービス改革法(公サ法)に基づき民間競争入札(いわゆる「市場化テスト」)による包括的民間委託を行ってきたが、終了プロセス移行後も、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提に、民間事業者のより適正かつ効果的な活用を一層推進し、統計調査の適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、引き続き民間委託を行うこととされている。

表 3-2-1 3 入札案件の調査仕様の概要

		家計消費状況調査 (令和 5~8 年) (総務省)	民間給与実態統計調査 (令和 4~7 年) (国税庁)	令和 4 年度 知的財産活動 に関する調査 (特許庁)
調査実施期間		周期：毎月 調査期間：令和 5 年 1 月～ 令和 8 年 5 月	周期：毎年 調査時期：1 月～2 月	周期：毎年 調査時期：8 月～11 月
調査対象		全国の世帯	各年 12 月 31 日現在の源泉徴収義務者(民間の事業所に限る。)に勤務している給与所得者	特許、実用新案、意匠、商標の産業財産権の出願実績のある国内の出願人
調査客対数		30,000 世帯 (2 人以上世帯 27,000 世帯、 単身世帯 3,000 世帯)	約 29 万人 (令和 2 年調査実績)	甲調査：7,000 者 乙調査：4,700 者
調査系統		本省一民間事業者一調査員一報告者	本省一民間事業者一報告者	本省一民間事業者一報告者
民間委託の状況	調査票等の印刷	○	○	○
	調査票等の配布・回収	○訪問配布一訪問・郵送・ オンライン回収	○郵送配布一郵送・ オンライン回収	○郵送配布一郵送・ オンライン回収
	個票審査・疑義照会	○	○	○
	集計・データ入力	○データ入力のみ	○データ入力のみ	○
	報告書作成	—	—	○

(3) 評価結果

① 評価結果の要約

評価結果は下記一覧の通りであった。

表 3-2-2 3 入札案件の仕様書チェック結果の要約

	家計消費状況調査 (令和 5～8 年) (総務省)			民間給与実態 統計調査 (令和 4～7 年) (国税庁)			令和 4 年度 知的財産活動に 関する調査 (特許庁)		
	○ 件数	△ 件数	× 件数	○ 件数	△ 件数	× 件数	○ 件数	△ 件数	× 件数
1 委託先の適切な選定(13 項目)	12	0	0	10	3	0	9	3	1
2 委託実施状況等に関する情報開示(2 項目)	0	0	1	2	0	0	0	1	0
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5 項目)	2	1	2	1	1	1	1	2	0
4 業務の適正かつ確実な実施の確保									
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(64 項目)									
ア 秘密の保護の徹底	1	0	1	1	0	1	2	0	0
イ 調査票情報等の適正な管理	5	1	0	4	0	0	6	0	0
別紙：調査票情報等の適正な管理のため委託先 が講ずるべき措置(53 項目)	18	10	19	33	5	7	52	0	0
ウ ア、イ以外の措置	2	1	0	1	1	1	0	2	1
(4(1)小計)	26	12	20	39	6	9	60	2	1
(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15 項目)									
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定 ① 委託業務の実施状況の確認									
【郵送・オンライン及び調査員調査の共通事項】	3	3	0	3	2	1	6	0	0
【調査員調査】	2	0	2	—	—	—	—	—	—
②上記①の達成状況に応じて委託先に助言・指 導等を実施／イ～エ	1	2	2	1	0	2	2	0	1
(4(2)小計)	6	5	4	4	2	3	8	0	1
(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23 項目)									
ア 郵送・オンライン及び調査員調査の共通事項									
【共通】	1	1	1	1	1	0	0	1	1
【企画】	0	2	0	1	0	1	1	0	1
【実査準備】	1	1	0	2	0	0	1	1	0
【実査】	0	2	0	0	2	0	2	1	0
【審査】	0	2	0	0	2	0	2	1	0
【集計、分析・加工、公表・提供】	—	—	—	—	—	—	1	0	0
【その他】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イ 調査員調査方式による統計調査業務【実査】	1	2	4	—	—	—	—	—	—
(4(3)小計)	3	10	5	4	5	1	7	4	2
(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性につ いての項目(2 項目)	2	0	0	2	0	0	2	0	0
(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めて おくべき項目(4 項目)	1	2	1	0	3	1	0	2	2
合計※	52	30	33	62	20	15	87	14	7

注：○△×評価のほか、仕様内容によりその調査は評価項目に該当しない「非該当」が生じた。非該当件数については、次項「②チェック結果一覧」参照

② チェック結果一覧

		家計消費 状況調査	民間給与 実態統計 調査	知的財産 活動に関 する調査
1 委託先の適切な選定(13項目)				
1	ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	○	○
2	イ (保有が望ましい)資格・認証等の保有状況への留意	○	○	○
a2	競争性を阻害するような特定の業者しか応札できない等の資格要件がないこと	○	○	○
a3	業務従事者に法令で義務付けられていない資格要件を求める場合、必須項目でなく加点項目であること	○	○	○
3	(遂行能力確認事項)① 実施体制	○	○	○
4	(遂行能力確認事項)② 知識・経験・能力	○	○	△
5	(遂行能力確認事項)③ セキュリティ対策	○	○	○
c2	情報セキュリティ管理に関する入札参加資格の設定が、特定の業者しか応札できない等競争性を阻害する要件になっていないこと	○	○	○
6	加点要件の考慮 (プライバシーマーク、ISO9001、ISO20252、ISMS)	○	○	○
7	原則として受託実績を問わない(総合評価方式は別)	—	△	△
a4	総合評価方式 業務実績が参入障壁とならないよう、必須項目でなく加点項目であること(新規参入を促すため同一、もしくは類似業務実績が過度に高く評価されない)	○	△	△
a5	類似実績を評価対象とする場合、類似実績とみなす範囲を明らかにすること(業務実施にあたり有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含め、官公庁等特定業態にこだわらないこと)	○	△	×
8	ウ 高品質確保必要時、価格だけでない選定方法(総合評価方式等)	○	○	○
2 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)				
9	ア 前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法(印刷部数、照会・督促件数等)等実施状況に関する情報	×	○	△
10	イ 調査実施体制に関する情報(統計調査が複数の委託業務からなる場合の各実施機関(府省、地方支分部局、自治体、民間)の業務内容・範囲等情報を入札説明書等で明示)	—	○	—
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)				
11	ア 確保されるべき品質の目標 (ア) 回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)	△	△	△
12	・ 非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合) (実査の質)	×	—	—
13	・ 上記2指標の内容・趣旨等の適切な説明	×	—	—
14	(イ) 理由なく(ア)を未達成の場合の措置(定めるよう努める)	○	○	△
15	イ 委託先の内部監査等の実施	○	×	○
4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保				
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目) (*別紙:53項目)				
	ア 秘密の保護の徹底 (ア) 各府省が講ずべき措置			
16	① 入札参加者に秘密保護規定を提出させる	×	×	○
17	② 委託調査毎にHP等で信頼性の確保に関し国民及び企業に 広報・啓発する	○	○	○
別紙	(イ) 委託先が講ずべき措置			
18	イ 調査票情報等の適正な管理 (イ) 委託先は調査票情報を扱う者の権限・責務等を明確にし、適正な管理を行う者の範囲を定める (ウ) 各府省と委託先との間であらかじめ定めておく事項	○	○	○
19	① 調査票情報等の受払い、搬送及び保管の方法等の手続	○	○	○
20	② 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止	○	—	○
21	③ 調査票情報等の不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄	○	—	○
22	④ 委託先に関する事項	○	○	○

		家計消費 状況調査	民間給与 実態統計 調査	知的財産 活動に関 する調査
23	(エ) 調査票情報等の使用、保管、処分等に当たり紛失、漏えい等が生じない適正な管理を行わせる	△	○	○
	ウ ア、イ以外の措置 (7) 「かたり調査」の疑義や不信感を抱かせない対応			
24	① 実施主体が国であることの明示、各府省HP等で調査名、民間事業者名等を公開	○	○	△
25	② 依頼文書等で委託先に加えて各府省の連絡先等を明記	△	△	△
26	(イ) 各府省は報告者への礼状や調査結果の送付等に努める	○	×	×
(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)				
	ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定 ① 委託業務の実施状況の確認 【郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項】			
27	i) 調査票の誤送付等の状況	△	×	○
28	ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況	△	○	○
29	iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	○	○	○
30	iv) 照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	○	△	○
31	v) 督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	△	△	○
32	vi) 収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	○	○	○
	【調査員調査】			
33	i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	○	—	—
34	ii) 調査員への指導状況	×	—	—
35	iii) 報告者への訪問状況	○	—	—
36	iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況	×	—	—
37	② 上記①の達成状況に応じて委託先に助言・指導等を実施	△	○	○
38	イ ア②で状況が改善しない場合の受託事業者への改善措置要求	×	×	○
39	上記改善措置による委託先の相当程度の経費等負担についての協議、決定	×	×	×
40	ウ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び実査時自らの宣伝・他業務の同時実施等ないことの確認	△	—	—
41	エ 委託先に業務実施に関する内部方針や手続を定めさせ、その内容を確認	○	—	—
(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)				
	ア 郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項 【共通】			
42	・従事者に対する知識・業務能力を維持するための教育・訓練の実施	○	○	×
43	・特別な配慮を要する調査対象者(子ども、外国人、障害者等)への対応及びそれらの記録方法	×	—	—
44	・委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	△	△	△
	【企画】			
45	・調査票の変更を行う場合、実査可能性、内容・変更の妥当性及び調査結果への影響等の必要な検証・検討及びそれらの実施結果記録方法	△	×	×
46	・標本設計の場合、抽出方法・手順、及びその実施状況の記録方法	△	○	○
47	・モニター調査を活用する場合、選定されたモニターと選定条件との適合状況の確認及びその実施結果の記録方法	—	—	—
	【実査準備】			
48	・調査対象者への調査実施の意義・重要性、統計作成機関・調査実施機関の情報の周知方法	△	○	△
49	・調査関係書類・用品等の作成方法、及びそれらの発送方法	○	○	○
	【実査】			
50	・調査票の配布・回収・督促の方法、及びその実施結果の記録方法	△	△	△
51	・調査対象者への対処方法、及びその実施状況の記録方法	△	△	○

		家計消費 状況調査	民間給与 実態統計 調査	知的財産 活動に関 する調査
52	・調査対象者に対して報奨を供与する場合、報奨内容・授受の方法(報奨授受に当たっての留意点含む)、及びそれらの実施状況に関する記録方法	—	—	○
	【審査】			
53	・収集後の調査票(紙)又は調査票データの審査・確認方法、訂正方法、及びそれらの実施状況の記録方法	△	△	△
54	・機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成方法、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法、及びそれらの実施結果の記録方法	△	△	○
55	・分類に関する統計基準以外で集計する場合、分類・格付されたデータの検証手順・方法、及びそれらの実施結果の記録方法	—	—	○
	【集計、分析・加工、公表・提供】			
56	・集計表その他出力結果の集計の方法、出力結果の確認・チェックの方法、及びそれらの実施状況の記録方法	—	—	○
	【その他】			
57	・電子調査票等システムを作成する場合、システムの仕様、その仕様と作成されたシステムとの合致確認、及びそれらの実施結果の記録方法	—	—	—
	イ 調査員調査方式による統計調査業務			
	【実査】			
58	・調査員の安全対策の内容、及びそれらの実施状況の記録方法	△	—	—
59	・採用する調査員の業務経験、保有資格、調査活動状況等の情報管理の方法	△	—	—
60	・調査業務に初めて従事する調査員に対する業務遂行上必要とする能力を習得するための基礎的教育・訓練の実施、及びそれらの実施状況の記録方法	×	—	—
61	・調査員証の発行・交付方法、及びそれらの実施状況の記録方法	×	—	—
62	・調査員に対する実査業務に係る説明内容(調査票の配布、収集期間、担当調査区の範囲、調査対象者の選定方法、調査実施方法、秘密保護を含む調査票の取扱い、指導員証・調査員証の管理方法、その他必要事項)、それらの説明方法、及びそれらの実施状況の記録方法	×	—	—
63	・調査員に対して個別に指示(軽微なものを除く)した場合の内容及びその実施状況の記録方法	×	—	—
64	・被調査確認等、調査実施後の調査員活動の事後確認の方法、及びその実施結果の記録方法	○	—	—
(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目(2項目)				
a1	事業期間が適切に設定されていること(設備やスキル構築投資の観点から複数年契約が設定されている、もしくは長期化によるコスト予見の困難さから事業期間が適切に短縮化されている)	○	○	○
c1	リストをまとめる期間等が類似実績のある業者しか対応できないような期間設定で新規参入の妨げになっていないこと	○	○	○
(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目(4項目)				
b1	民間事業者の業績について国の行政機関等が監督・協議を行うために、対象公共サービスの実施状況等に関し、民間事業者と委託元である国の行政機関等が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について記述すること	△	△	△
b2	民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量等が変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整(増減)を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること	×	×	×
b3	民間事業者が適正かつ正確に事業を実施しているかどうかについて、国の行政機関等が把握するため、原則として定期的な報告を求めることとし、報告の内容、頻度、報告様式、その他の方法について定めること	○	△	×

		家計消費 状況調査	民間給与 実態統計 調査	知的財産 活動に関 する調査
a6	【表現明確化】業務内容(作業内容)を具体的に特定する。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」等の曖昧な記載をしない。求める成果だけではなく、プロセスを明記する(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	△	△	△

・ガイドライン準拠チェックリストの評価項目 64 (別途、別紙項目 53)

「4(1)イ(ア)管理する情報の範囲について」は割愛

・追加資料(a～c)からの抽出項目 11

a)実施要領における競争性改善上のチェックポイント(6)

b)官民競争入札および民間競争入札の実施要綱に関する指針(3)

c)統計調査業務に関する民間競争入札実施要領(2)

		家計消費 状況調査	民間給与 実態統計 調査	知的財産 活動に関 する調査	
【別紙】調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置					
1 組織的管理措置					
76	(1)調査票等情報の適正管理に関する基本方針の策定		○	⊗	○
(2)管理体制等					
77	2	委託先は、調査票情報等を適正に管理するため、管理責任者を置く	○	○	○
78	3	管理責任者は、必要に応じてその事務の一部を担当させるため、管理担当者を指定する	×	○	○
79	4	管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、調査事務従事者の事務の範囲及び責任を明確にする	×	○	○
80	5	管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を調査事務従事者に周知する	×	△	○
81	6	管理責任者は、調査票情報等を取り扱うことができる調査事務従事者、及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定める	×	○	○
82	7	管理責任者は、委託業務に従事する者に対し秘密保持についての厳重な管理・監督を行わせる	○	○	○
83	8	管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる	△	—	○
84	9	電子計算機による集計処理は、集計管理者の指示又は承認を受けた者が行う	—	—	○
85	10	管理責任者は、電子計算機による集計処理の実施状況を把握するため、集計処理に応じた実績を記録し、計画との照合等を行う	—	—	○
86	11	管理担当者は、電磁的記録の障害の有無等について、定期的に又は随時、点検を行い、適切な管理を実施するとともに、その結果を各府省に報告する	×	×	○
87	12	管理責任者は、各府省が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定める	×	○	○
88	13	管理責任者は、各府省から貸与を受けたシステム設計書、オペレーション手引書、プログラム説明書、コードブック等のドキュメントのうち、各府省が外部に知られることを適当としないものと指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずる	×	○	○
89	14	各府省の指定したドキュメントの管理は、管理担当者が行い、定期的に又は随時、点検を行う	×	△	○
90	15	管理責任者は、1～5に掲げる適正管理に関する事務の統括を実施する	×	○	○
(3)管理簿の整備等					
91	16	管理責任者は、管理簿における管理の単位、管理項目、管理担当者、記載内容等について、委託元の府省と調整の上決定する	△	○	○
92	17	管理責任者は必要に応じて調査票情報等の管理担当者を設定し、受払い、保管に関し、必要な事項の管理簿への記録、点検を行う	×	○	○
93	(4)調査票情報等の適正管理に関する規定の作成等 調査票情報等の適正管理に関する規定を策定し、調査業務従事者等に周知徹底する		○	△	○
(5)点検及び監査					
94	19	点検：管理責任者は定期的に点検を行い問題が発生していないか確認し、必要な時は速やかに指導等を行う。また管理担当者に自己点検を行わせ適正管理の徹底を図る	⊗	⊗	○
95	20	監査：調査票情報等を取り扱う者以外の者は、上記点検の適正性の確認を行う等の監査を行う	⊗	⊗	○

			家計消費 状況調査	民間給与 実態統計 調査	知的財産 活動に関 する調査
(6)事故発生時の対策					
96	21	管理責任者は、調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときについては各府省に報告する。また、各府省、速やかにその経緯、被害状況等を調査するとともに、その調査結果の指示を受け、必要な措置を講ずる	△	△	○
97	22	管理責任者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策等の措置を講ずる	×	○	○
2 人的管理措置					
(1)研修の実施等					
98	23	従事者(調査員含む)への統計法の守秘義務・罰則規定の周知徹底	△	○	○
99	24	従事者に対する秘密保持の厳重な管理・監督をさせる	○	○	○
100	25	調査員に秘密保持誓約書を提出させ、委託先で所要期間保管	△	—	—
101	26	委託先は再委託先に上記と同様の措置を行わせる	△	○	○
102		(2)調査票情報等を取り扱う者の非該当条件(個人情報保護違反等関連法令規定違反)の確認	○	△	○
3 物理的管理措置					
(1)執務室等の安全確保/(2)調査票情報等を取り扱う区域の特定及び入退室管理					
103	28	管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等への入室資格者を定めるとともに、入室目的の確認、入退室の記録、部外者の識別化及び立会い等の措置を講ずる	△	○	○
104	29	管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退室の制限等の措置を講ずる	△	○	○
105	30	管理責任者は、必要に応じ、機械による入退室管理のパスワード、識別カード等を設け、その管理方法(登録、発行、更新、変更、抹消、保管等)を定め、これを見直してパスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる	×	×	○
(3)保安対策					
106	31	執務室等における不正・犯罪に備え、業務時間外は必ず施錠、固定する等による持ち出し防止対策を講ずる	⊗	⊗	○
107	32	調査票情報等をロッカー等に一時保管する場合、その都度施錠を行い不正持ち出しを防止する措置を講ずる	⊗	⊗	○
108	33	特に調査票情報等は所定の場所に保管することとし、防犯ベルや監視設備の設置等の防犯措置を講ずる	△	○	○
109	34	管理責任者は調査票情報等について所定の場所に保管し、重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠措置を講ずる	×	○	○
(4)防災対策					
110	35	災害から調査票情報等を保護するため、重要度に応じ耐震、防火、防煙、防水等災害対策の措置を講ずる	△	○	○
111	36	管理責任者は調査票情報等について所定の場所に保管し、重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠措置を講ずる	×	○	○
(5)調査票情報等の削除等					
112	37	サーバーや情報システム等に保管されていた調査票情報等を削除する場合、専用ツールの活用、物理的な破壊等復元困難にするための適切な措置を講ずる	○	○	○
113	38	調査票情報等を取り扱うサーバーや情報システムの移行の際は、記録データのバックアップ措置等確実に移行する	×	×	○
114	39	ソフトウェアのバージョンアップにあたっては必要に応じて記録データのバックアップ措置を行う等万全の対策を講ずる	×	×	○
115	40	バックアップ措置やデータの削除等を行った場合は、その記録(措置日、措置内容等)を保存する	×	×	○

			家計消費 状況調査	民間給与 実態統計 調査	知的財産 活動に関 する調査
4 技術的管理措置					
(1) 電子計算機等の利用者の限定					
116	41	管理責任者は、電子計算機の使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法(登録、発行、更新、変更、抹消、保管等)を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不正使用防止等の措置を講ずる	⊗	⊗	○
117	42	調査票情報取扱者は自己のパスワードを他人に知られないよう管理し、定期的にパスワードを更新する	⊗	⊗	○
118	43	調査票情報を取り扱う端末は、従事者が離席する場合等はスクリーンロック等不正操作対策を講ずる	×	×	○
119	44	管理責任者は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)に記録された内容の秘匿の必要性の度合いに応じ、特定の集計処理を特定のコンピュータに限定する、又は使用者に応じてアクセス可能な領域、機能を限定する等の措置を講ずる	—	—	○
120	45	外部と接続しているコンピュータを利用する場合は、ファイアウォール(外部からの不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み)の設定を行う	⊗	⊗	○
(2) 電子計算機等における漏洩防止等対策					
121	46	アンチウイルスソフトウェア、セキュリティパッチの導入、スクリーンロックの導入、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を講ずるほか、必要に応じて出力機器又はメールの利用制限、外部ネットワークとの遮断を行う	⊗	⊗	○
122	47	電子計算機について、証跡管理機能を設けログデータを管理することによって漏洩等事故に備え、可能であれば定期的データ解析により漏洩等がないか確認する	⊗	⊗	○
123	48	集計処理時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計のための作業が終了した後は、所定の場所に収納する。集計処理時にサーバーからクライアントに情報を移行して処理する場合において、集計処理が終了した後は、クライアントの情報を消去し、サーバーの定められたエリアに情報が格納されたことを確認する	—	—	○
124	49	集計処理は、各府省と協議して作成する計画に従って行い、管理担当者は、集計処理の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる	—	—	○
125	50	管理責任者は、調査票情報等の集計処理の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる	—	—	○
126	51	管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能(不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能)を設け、その記録を定期的に又は随時分析する等の方法により、不正アクセスに対し適切な対応を行う	⊗	⊗	○
127	52	調査票情報等、及びその他必要があると認められるデータについては、その滅失、棄損等に備え、必ず記録データのバックアップ措置を取る	⊗	⊗	○
128	53	大規模災害等により生ずる支障の有無を検討し、支障があると認めるときは、別の遠隔地にバックアップデータを保管する等適切な措置を講ずる	×	×	○

・⊗は、仕様書上、委託先に順守を求めるものと指定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和3年版)」の記載によるもの。カウントは○に含めた。

③ 評価結果全体概要

3 案件それぞれの全体結果について全 128 項目から非該当項目を除くと、「家計消費状況調査」は 115 項目中「○」「△」が 82 項目 71%、「×」が 33 項目 29%であった。「民間給

与実態統計調査」は 97 項目中「○」「△」が 82 項目 85%、「×」は 15 項目 15%であった。「令和 4 年度知的財産活動に関する調査」は 108 項目中「○」「△」が 101 項目 94%、「×」は 7 項目 6%であった。

大項目別にみると「1 委託先の適切な選定」については 3 案件ともに「○」が大半であった。「令和 4 年度知的財産活動に関する調査」では、総合評価での評価時「類似実績を評価対象とする場合、類似実績とみなす範囲を明らかにすること」の項目が「×」であった。

「2 委託実施状況等に関する情報開示」については「民間給与実態統計調査」は 2 項目とも「○」であったが、「令和 4 年度知的財産活動に関する調査」は 1 項目で「△」、「家計消費状況調査」は 1 項目で「×」であった。前回 2018 年の評価時にも同様の傾向であり、新規参入を促すには不十分な状況が変わっていない結果であった。

「3 確保されるべき統計の品質に関する事項」については、「(ア)回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)」の項目については 3 案件とも「△」であった。

「4 業務の適正かつ確実な実施の確保 (1)報告者の秘密保護及び信頼性の確保」については「(別紙)調査票情報等の適正管理のために委託先が講ずるべき措置(53 項目)」に「×」が多い結果であった。特に「家計消費状況調査」は調査員調査が業務に含まれ評価対象項目が多いこともあり「×」が 19 項目となった。「民間給与実態統計調査」でも 7 項目あった。

「4 業務の適正かつ確実な実施の確保 (2)業務の実施状況の確認及び実施過程の管理」については 3 案件とも「○」「△」が過半となった。

「4 業務の適正かつ確実な実施の確保 (3)委託する業務に応じて定めるべき事項」についても「○」「△」が大半であったが、「家計消費状況調査」は調査員調査の項目である「イ調査員調査方式による統計調査業務【実査】」の項目で 4 項目について「×」があった。これらは調査員への指導等の実施結果についての記録の項目であった。

④ 新たに追加した項目(11 項目)

新たにガイドライン以外から追加した項目のうち「実施要領における競争性改善上のチェックポイント」からの 6 項目については、3 案件とも「○」「△」が大半で「×」は 1 案件 1 項目のみであった。

次に「官民競争入札および民間競争入札の実施要綱に関する指針」からの 3 項目は、「民間事業者の業績について国の行政機関等が監督・協議を行うために、対象公共サービスの実施状況等に関し、民間事業者と委託元である国の行政機関等が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について記述すること」で 3 案件とも「△」であった。また、「民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量等が変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整(増減)を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めしておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること」については 3 案件とも「×」であった。「民間事業者が適正かつ正確に事業を実施しているかどうかについて、国の行政機関等が把握するため、原則として定期的な報告を求める

こととし、報告の内容、頻度、報告様式、その他の方法について定めること」の項目では3案件で評価結果は3様に分かれた。

「統計調査業務に関する民間競争入札実施要領」から追加した項目は2項目とも3案件で「○」となった。

表 3-2-3 新規追加した 11 項目と評価結果

		家計消費 状況調査	民間給与 実態統計 調査	知的財産 活動に関 する調査
a1	事業期間が適切に設定されていること(設備やスキル構築投資の観点から複数年契約が設定されている、もしくは長期化によるコスト予見の困難さから事業期間が適切に短縮化されている)	○	○	○
a2	競争性を阻害するような特定の業者しか応札できない等の資格要件がないこと	○	○	○
a3	業務従事者に法令で義務付けられていない資格要件を求める場合、必須項目でなく加点項目であること	○	○	○
a4	総合評価方式 業務実績が参入障壁とならないよう、必須項目でなく加点項目であること(新規参入を促すため同一、もしくは類似業務実績が過度に高く評価されない)	○	△	△
a5	類似実績を評価対象とする場合、類似実績とみなす範囲を明らかにすること(業務実施にあたり有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含め、官公庁等特定業態にこだわらないこと)	○	△	×
a6	【表現明確化】業務内容(作業内容)を具体的に特定する。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」等の曖昧な記載をしない。求める成果だけではなく、プロセスを明記する(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	△	△	△
b1	民間事業者の業績について国の行政機関等が監督・協議を行うために、対象公共サービスの実施状況等に関し、民間事業者と委託元である国の行政機関等が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について記述すること	△	△	△
b2	民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量等が変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整(増減)を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること	×	×	×
b3	民間事業者が適正かつ正確に事業を実施しているかどうかについて、国の行政機関等が把握するため、原則として定期的な報告を求めることとし、報告の内容、頻度、報告様式、その他の方法について定めること	○	△	×
c1	リストをまとめる期間等が類似実績のある業者しか対応できないような期間設定で新規参入の妨げになっていないこと	○	○	○
c2	情報セキュリティ管理に関する入札参加資格の設定が、特定の業者しか応札できない等競争性を阻害する要件になっていないこと	○	○	○

a) 実施要領における競争性改善上のチェックポイント

b) 官民競争入札および民間競争入札の実施要綱に関する指針_201903

c) 統計調査業務に関する民間競争入札実施要領

(4) 評価結果からの課題・要望等

評価結果としては、唯一調査員調査であり評価項目が多い「家計消費状況調査」に「×」が多くみられたものの、評価項目の半数以上は「○」か「△」であった。また、集計業務等業務範囲に該当しない項目が多い案件は非該当の項目が多くなった。全般に「△」評価の項目の記載を充実して改善できれば「○」が増加し、入札参加業者にとって分かりやすい仕様書になると思われる。

ただし、特に記載の充実を訴えたい項目も存在した。例えば、情報開示に関する評価項目では、「前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法」は公サ法案件であった民間給与実態調査以外の2案件は「△」「×」となっている。実績の開示は、民間事業者側での積算の根拠となる。また、要求水準を明確化することにもつながり、事業実施中の履行水準の確認等管理指標にもなり得る。発注者と民間事業者双方のため、十分な記載を求めたい。

また、「4 業務の適正かつ確実な実施の確保(1)報告者の秘密保護及び信頼性の確保」では、「(別紙)調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置(53項目)」について、「家計消費状況調査」「民間給与実態統計調査」においては「△」「×」が散見され、記載が不十分又は記載がないと評価された。セキュリティ管理に当たっては、実務上は具体的な指示がなされ遵守されているものと推測する。しかし、新規の事業者が受託した場合には具体的な実施内容を把握していないため、想定外の作業があった場合には工数増加等受託者負担の増加につながりかねない。両調査とも、委託先に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(平成3年版)」の遵守を求めているため、その記述でカバーされているものも多い一方、「令和4年度知的財産活動に関する調査」では、仕様書別紙で具体的にガイドラインが求める内容が提示されており、応札者にとって事前に分かりやすい内容であることが「○」評価の多さにつながっている。

新規追加の評価項目の「民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量等が変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整(増減)を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること」については3案件とも記載がなく「×」であった。これも民間事業者の責によらない事情の場合、受託者負担となるものである。現状では困難を伴う追加予算措置についての施策と併せて、仕様書への記載を求めたい。

これら評価項目について仕様書に十分な情報を明記することで、民間事業者の新規参入を促し、公的統計市場を活性化させ、その結果、透明・公正な競争により民間事業者の創意工夫が適切に反映され、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することにつながるものと考えられる。

3.2.3 3案件の仕様書評価結果

(1) 家計消費状況調査(総務省)

① 対象案件資料の概要

入手した資料のタイトルと概要は以下の通りである。

(イ) 入札件名：家計消費状況調査の実施業務(総務省)

(ロ) 配布資料

- ・入札説明書(11頁)、別記様式1号～8号
- ・調達仕様書(23頁)

- ・別紙 1) 調査市区町村一覧
- ・別紙 2) 調査関係書類・用品一覧、様式 1～3(調査票見本)
- ・別紙 3) 納入成果物等一覧
- ・別紙 4) オンライン調査システムの利用に係る動作環境
- ・別紙 5) 家計消費状況調査における謝礼品配布スケジュール及び配布対象世帯
- ・別紙 6) 入札金額算出の留意事項について
- ・別紙 7) 評価項目一覧表
- ・別紙 8) 賃上げを実施する企業に対する加点措置について

(ハ) 仕様書の構成（項番表記は仕様書に準ずる）

- I. 件名
- II. 調査の概要
 1. 調査の目的～8. 調査票の種類及び調査事項
- III. 家計調査の状況調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき質
 1. 業務の内容～7. 業務の改善提案について
- IV. 契約期間
- V. 提案書
 1. 提案書の提出～2. 提案書の内容
- VI. 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法
 1. 総合評価に当たっての質の評価項目の設定～2. 落札方法等
- VII. 民間事業者が使用できるシステム及び物品に関する事項
- VIII. 契約により民間事業者が講ずべき措置等
 1. 報告について～5. 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置
- IX. 契約により民間事業者が負うべき責任
- X. その他実施に関し必要な事項
 1. 会計検査について～4. 入札落札者決定等に関する審査会の開催

② 調査の概要

仕様書の「II. 調査の概要 1. 調査の目的」で「家計消費状況調査は、個人消費動向の的確な把握のために、インターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする」とされている。調査対象、調査方法等は以下の通りである。

(イ) 調査対象

全国の世帯

(ロ) 調査対象選定の方法

層化 2 段無作為抽出法により選定する。

1. 調査地点の抽出

全国を地方別・都市階級別に層化し、合計 3,000 の調査地点を抽出する。

2. 調査世帯の抽出

各調査地点内の調査単位区から 10 世帯(うち 9 世帯は二人以上の世帯、1 世帯は単身世帯)を選定し、合計 30,000 世帯を対象とする。

(ハ) 調査の方法

政府統計共同利用システムにおけるオンライン調査システムを利用したオンライン調査法及び調査員が調査票を調査世帯に配布して世帯が記入する留置調査法とする。

調査票の回収は、オンライン調査システムを利用したオンラインによる回収と、調査員の訪問による回収及び郵送による回収を併用する。

③ 仕様書チェックリストによる評価結果

(イ) 総括

仕様書チェックリストの要約結果は表 3-2-2 の通りで、非該当 13 項目を除く 115 項目中、仕様書等に満たされている項目(「○」)は 52 項目で 45%、「△」30 項目を合わせると 71%となる。一方、「×」は 33 項目で 29%となり、およそ 3 割の項目で記載なしと判定された。

(ロ) 各項目の結果

1. 委託先の適切な選定(13 項目)

- ・非該当を除く項目すべてで記載があり、問題はないと思われる。

2. 委託実施状況等に関する情報開示(2 項目)

- ・「前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法(印刷部数、照会・督促件数等)等実施状況に関する情報」について具体的記述がない。これは正確な工数算出を困難にし、委託者・受託者双方に不利益を与えることになりかねない。

3. 確保されるべき統計の品質に関する事項(5 項目)

- ・「×」2 件は「非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)(実査の質)」、「上記 2 指標の内容・趣旨等の適切な説明」である。いずれも具体的記述がない。
- ・「△」1 件は「回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)」で、仕様書Ⅲ4(3)に回収状況の記載はあるが、記入率への言及はない。

4. 業務の適正かつ確実な実施の確保

- (1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11 項目 + (別紙)調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置 53 項目)

- ・「報告者の秘密保護及び信頼性の確保」11項目の中で、「×」は「入札参加者に秘密保護規定を提出させる」の1件、「△」は「調査票情報等の使用、保管、処分等に当たり紛失、漏えい等が生じない適正な管理を行わせる」、「依頼文書等で委託先に加えて各府省の連絡先等を明記」の2件で記載はあるがいずれも内容不十分と判定された。
- ・「(別紙)調査票情報等の適正な管理のために委託先が講ずるべき措置(53項目)」においては、非該当を除く47項目中「×」が19件、「△」が10件と、多くの項目で記載がない、又は不十分である。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)

- ・「×」4件は、「調査員への指導状況」、「不在等の場合における再訪問の実施状況」、「ア②で状況が改善しない場合の受託事業者への改善措置要求」、「改善措置による委託先の相当程度の経費等負担についての協議、決定」である。いずれも具体的な記述がみられない。
- ・「△」5件の項目内容及び理由はそれぞれ以下の通りである。「調査票の誤送付等の状況」は、評価項目一覧表Ⅲ3.2(3)に記載があるものの、報告要求・監査・実施状況の確認に係る記述はない。「調査項目別の未記入及び不備の状況」は、仕様書Ⅲ1(14)に記載があるものの、十分な内容とはいえない。「督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)」は、仕様書Ⅲ1(21)、別紙3.1・No.4~5の内容に含有されている可能性はあるが「督促」とは明記されていない。「上記①の達成状況に応じて委託先に助言・指導等を実施」は、仕様書Ⅲ6~7に記載があるものの、「指導」に係る言及はない。「委託先の調査票情報等の適切な管理及び実査時自らの宣伝・他業務の同時実施等ないことの確認」は、項目評価一覧表2.5(1)、仕様書Ⅷ5(4)に係る記載があるが、「その確認」までの言及はない。

(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)

- ・「×」5件は、「特別な配慮を要する調査対象者(子ども、外国人、障害者等)への対応及びそれらの記録方法」、「調査業務に初めて従事する調査員に対する業務遂行上必要とする能力を習得するための基礎的教育・訓練の実施、及びそれらの実施状況の記録方法」、「調査員証の発行・交付方法、及びそれらの実施状況の記録方法」、「調査員に対する実査業務に係る説明内容(調査票の配布、取集期間、担当調査区の範囲、調査対象者の選定方法、調査実施方法、秘密保護を含む調査票の取扱い、指導員証・調査員証の管理方法、その他必要事項)、それらの説明方法、及びそれらの実施状況の記録方法」、「調査員に対して個別に指示(軽微なものを除く)した場合の内容及びその実施状況の記録方法」である。いずれも具体的な記述がみられない。
- ・「△」10件の項目内容及び理由はそれぞれ以下の通りである。「委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」は、仕様書Ⅲ1(21)に記載があるものの「リスク情報」に係る記述はない。「調査票の変更を行う場合、実査可能性、内容・変更の妥当性及び調査結果への影響等の必要な検証・検討及びそれらの実施結果記録方法」

は、仕様書Ⅲ3(14)、評価項目一覧表 2.1(4)に記載があるが、「記録方法」に係る記述はない。「標本設計の場合、抽出方法・手順、及びその実施状況の記録方法」は、仕様書Ⅱ3 に記載があるが「記録方法」に係る記述はない。「調査対象者への調査実施の意義・重要性、統計作成機関・調査実施機関の情報の周知方法」は、仕様書Ⅲ1(4)に自治会長等への調査趣旨説明に係る記載があるが、十分な記述とはいえない。「調査票の配布・回収・督促の方法、及びその実施結果の記録方法」及び「調査対象者への対処方法、及びその実施状況の記録方法」は、仕様書Ⅲ1(7)に記載があるが「記録方法」に係る記述はない。「収集後の調査票(紙)又は調査票データの審査・確認方法、訂正方法、及びそれらの実施状況の記録方法」は、仕様書Ⅲ1(16)にデータクリーニングに係る記載があるが十分な記述とはいえない。「機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成方法、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法、及びそれらの実施結果の記録方法」は、仕様書Ⅲ1(15)(16)に記載があるものの、「記録方法」に係る記述はない。「調査員の安全対策の内容及びそれらの実施状況の記録方法」は、仕様書Ⅲ1(22)イ⑨に記載があるものの具体性に乏しく、「記録方法」に係る記述はない。「採用する調査員の業務経験、保有資格、調査活動状況等の情報管理の方法」は、評価項目一覧表 2.4(2)に記載があるが、「情報管理の方法」に係る記述がない等、十分なものとはいえない。

(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目(2項目)

・2項目とも記載されている。

(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目(4項目)

- ・「×」1件は「民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量等が変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整(増減)を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること」で、これに係る具体的記述がみられない。
- ・「△」2件の項目及び理由は、それぞれ以下の通りである。「民間事業者の業績について国の行政機関等が監督・協議を行うために、対象公共サービスの実施状況等に関し、民間事業者と委託元である国の行政機関等が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について記述すること」は、仕様書Ⅷ1に記載があるものの具体的方法等の記述はない。「【表現明確化】業務内容(作業内容)を具体的に特定する」は、「～等を」、「～が望ましい」、「必要に応じて」といった記述は見られるものの、業務内容(作業内容)が不明確になるほどのものではないと思われるため「△」と判定した。

5. 新たに追加した項目(11項目)

- ・委託先の適切な選定、委託期間に係る項目については記述されている。必須資格や業務実績が新規参入者に大きな不利を及ぼす仕様にはなっていないと考えられる。

- ・事業内容変動や追加業務等による委託費調整に関する記載はない。当調査は複数年にわたる規模の大きな業務である。社会情勢の急激な変化等委託契約時から異なる状況でも滞りなく履行されることが委託者・受託者及び調査データ利用者の所期するところであろう。今後の仕様書等への記載が望まれる。

(2) 令和4～7年分民間給与実態統計調査の業務委託(国税庁)

① 対象案件資料の概要

入手した資料のタイトルと概要は以下の通りである。

(イ) 入札件名：令和4～7年分民間給与実態統計調査の業務委託(国税庁)

(ロ) 配布資料

- ・入札説明書 (10頁)、別紙1～8
- ・入札説明書 別紙1 調達仕様書(31頁)
- ・入札説明書 別添1～5 民間給与実態統計調査の概要他
参考1～2 調査票見本
仕様書等閲覧実施要領
総合評価基準書
- ・入札説明書 別紙2～8 契約書(案)他

(ハ) 仕様書の構成(項番表記は仕様書に準ずる)

1. 調達案件の概要
2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等
3. 作業の実施内容
4. 作業の実施体制・方法
5. 作業の実施に当たっての遵守事項
6. 成果物の取扱いに関する事項
7. 入札参加資格に関する事項
8. 再委託に関する事項
9. その他特記事項
10. 付属文書
11. 参考資料
12. 妥当性証明

② 調査の概要

仕様書の「1.5.2. 調査の目的」で、「本調査は、統計法に基づく基幹統計「民間給与実態調査」の作成を目的とする調査である。「民間給与実態調査」は、民間の事業所における年間の給与の実態を給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。」とされている。なお、調査対象及び調査方法については以下の通りである。

(イ) 調査対象

各年 12 月 31 日現在の源泉徴収義務者(民間の事業所に限る。)に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としている。

(ロ) 調査対象選定の方法

標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の 2 段階からなっている。第 1 段抽出では、事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出する。第 2 段抽出では、標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出する。ただし、標本事業所において年間給与額が 2,000 万円を超える者は全数抽出となる。

(ハ) 調査の方法

本調査は、調査対象事業者へ調査票を発送し、標本事業者が自ら調査票に記入し返送する書面調査に加え、調査票の提出は、送付された紙面調査票、光ディスク等(CD、DVD等)、政府統計オンライン調査総合窓口(e-survey)のいずれかの方法となる。

③ 仕様書チェックリストによる評価結果

(イ) 総括

仕様書チェック結果の要約は表 3-2-2 の通りで、非該当を除く 97 項目中、仕様書等に満たされている項目(「○」)は 62 件で 64%である。「△」の 20 件をあわせると 85%となり、「民間給与実態統計調査」の仕様書はガイドラインをほぼ満たしているといえる。なお、「×」の項目は 15 件となっている。

(ロ) 各項目の結果

1. 委託先の適切な選定(13 項目)

- ・総合評価方式で加点要素としている類似実績とする範囲が限られている。また、政府統計調査、政府統計共同利用システムの経験等官公庁案件の経験が高い加点項目となっているので、未経験事業者には不利である。

2. 委託実施状況等に関する情報開示(2 項目)

- ・仕様書に過去実績がまとめられている。

3. 確保されるべき統計の品質に関する事項(5 項目)

- ・回収率については仕様書に有効回答率の維持について記載されている。しかし、記入率、記入状況の質については疑義照会件数実績が記載されているのみで照会の作業量を図るには十分ではない。
- ・回収率が目標を下回った場合の要因分析と改善策を講じるように求める記載があるが、具体的な方法の明示はない。
- ・内部監査についての記載は見当たらない。

4. 業務の適正かつ確実な実施の確保

(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目+(別紙)調査票情報等の適正な管理のために委託先に講じさせるべき措置53項目)

- ・仕様書に秘密保護規定提出についての記載は見当たらない。委託先へ講じさせる項目についての記載のうち、調査票の複写、貸与、不要データ、出力媒体の廃棄についての記載は見当たらなかった。
- ・加えて、点検、監査、保安対策、電子計算機等のセキュリティ対策については、仕様書自体への記載は乏しく、順守を求める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和3年版)」の記載に委ねられている。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)

- ・調査票の誤送付等の状況については、仕様書に記載はないが、回収状況、疑義照会、督促については、仕様書に記載がある。照会、督促の効果については記載が見当たらなかった。

(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)

- ・仕様書に実施状況報告書の記載はあるが、調査実施状況やリスク情報の記載についての具体的な指示が見当たらない。
- ・実査準備については仕様書に記載がある。
- ・実査及び審査については仕様書に記載はあるが、具体的内容が不明のため、入札者の判断が必要な場合が想定される。

(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目(2項目)

- ・仕様書に調査期間、納期が掲載されていて適切と思われる。
- ・仕様書に標準的なスケジュールの記載もあり、新規参入の妨げになるような条件ではない。

(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目(4項目)

- ・委託費の調整(増減)を行う基準や手続き等については、仕様書にも契約書(案)にも掲載が見当たらない。
- ・仕様書に指示等の書面主義について記載がある。
- ・仕様書に関係者等概要図、作業内容や報告や情報共有化の記載はあるが具体的な記載は見当たらない。
- ・進捗管理については、仕様書に週次報告書についての記載があり、調査票の回収、督促、疑義照会の進捗についても報告が求められている。報告内容、様式については定められていない。
- ・仕様書表現については、曖昧な表現も散見されるが、業務量や費用・経費に影響を及ぼす内容や業務内容は具体的に記述されている。

5. 新たに追加した項目(11項目)

- ・入札参加資格のうち、必須資格は無理のないもので、多くが加点項目となっている。また受注実績についても、本調達と同等規模との記載があるが、その他の条件の記載は見当たらない。民間事業者の責に帰すことができない事由による業務量の増減による委託費の増減については、仕様書及び契約書(案)に記載は見当たらなかった。

(3) 令和4年度知的財産活動に関する調査(特許庁)

① 対象案件資料の概要

入手した資料のタイトルと概要は以下の通りである。

(イ) 入札件名：令和4年度知的財産活動に関する調査(特許庁)

(ロ) 配布資料

- ・入札説明書(6頁)、別記様式1号～8号
- ・調達仕様書(本体18頁)
 - ・別紙1)情報管理措置について(6頁)
 - ・別紙2)情報管理体制について(1頁)
 - ・別紙3)情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書(4頁)
 - ・別紙4)誓約書(1頁)
 - ・別紙5)業務量算定に当たっての参考基数(1頁)

(ハ) 仕様書の構成(項番表記は仕様書に準ずる)

1. 件名
2. 目的
3. 知的財産活動調査の概要
 - (1) 調査対象範囲～(7) その他
4. 実施体制
5. 業務内容
 - (1) 調査準備～(7) マッチング結果の保存
6. 貸与物
7. 提出物
8. 納入物
9. 納入場所
10. 納入期限
11. 注意事項
12. 情報セキュリティに関する事項
13. 課室情報セキュリティ責任者
14. 情報セキュリティ担当者
15. 担当者

② 調査の概要

仕様書の「2. 目的」で、「本調査は、我が国の企業等の知的財産活動の実態を把握するために欠くことのできない基本的な事項を中心に統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査を行い、収集したデータに基づき我が国全体における企業等の知的財産活動の実態を明らかにし、その結果をもとに今後の知的財産政策の企画立案に資するための報告書を得ることを目的とする」とされている。なお、調査対象及び調査方法については以下の通りである。

(イ) 調査対象範囲

甲調査：令和2年(2020年)に、特許、実用新案、意匠及び商標の産業財産権の出願数のいずれかが5件以上である国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等の出願人(約7,000者と想定)

乙調査：令和2年(2020年)に、特許、実用新案、意匠、商標の産業財産権の出願実績があり上記の4産業財産権のすべてが4件以下である国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等の出願人(約4,700者を抽出)

(ロ) 調査対象選定の方法

甲調査：(イ)の調査対象範囲に属する出願人を全数選定する。

乙調査：(イ)の調査対象範囲に属する出願人から抽出調査する。

(ハ) 調査の方法

本調査は、調査対象者へ調査票を発送し、申告者(調査対象者)が自ら調査票に記入し返送する書面調査に加え、インターネット上のHTML形式の電子調査票又はインターネットを通じダウンロードしたExcel形式の電子調査票に記入し回答を送信するオンライン調査で実施する。

③ 仕様書チェックリストによる評価結果

(イ) 総括

仕様書チェック結果の要約は表3-2-2の通りで、非該当を除く108項目中、仕様書等に満たされている項目(「○」)は87件で81%である。「△」の14件をあわせると94%となり、「知的財産活動に関する調査」の仕様書はガイドラインをほぼ満たしているといえる。なお、「×」の項目は7件となっている。

(ロ) 各項目の結果

1. 委託先の適切な選定(13項目)

- ・総合評価方式で加点要素としている類似実績とする範囲が限られている。また、政府統計調査、政府統計共同利用システムの経験等官公庁案件の経験が高い加点項目となっているため、新規参入しようとする未経験事業者には不利である。

2. 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)

- ・仕様書別紙5に過去実績がまとめられているが、具体的な照会時間や項目等が記載されておらず工数算出には不十分である。

3. 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)

- ・回収率については仕様書5.(3)③、及び別紙5に過去実績と目標値を提示されている。しかし、記入率、記入状況の質については疑義照会件数が提示されているのみで照会の作業量を図るには十分ではない。
- ・仕様書5.(3)③に督促について記載はあるが、「回収率を下回る場合は督促方法等の改善措置を求めることがある」というだけで具体的な明示はない。

4. 業務の適正かつ確実な実施の確保

(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目+(別紙)調査票情報等の適正な管理のために委託先に講じさせるべき措置53項目)

- ・仕様書への記載はないが、特許庁HPにて回答した個人又は法人その他の団体に関する秘密については、統計法により保護される旨が明示されている。
(https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/chizai_katudo/index.html)
- ・また、「(別紙)調査票情報等の適正管理のために委託先が講ずるべき措置(53項目)」については、ガイドライン別紙に準拠した内容が、仕様書別紙1に網羅されており、非該当項目以外はすべて「○」と判定できた。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)

- ・仕様書5.(3)②と③に記載されているが、「改善措置を求める際に内容により委託先に相当程度の経費負担が生じる可能性についての協議・決定」についての記載はみられない。

(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)

- ・仕様書12.2)で情報セキュリティ教育、及び別紙1の2.(1)に調査票情報の取り扱いに関する教育・訓練の記述はあるが、業務については5.(4)②で審査・照会従事者への業務理解についての記載があるのみ。
- ・仕様書5.(6)に事業報告書の作成、仕様書7.に提出について記載があるが、リスク情報等の記載はない。
- ・依頼状送付については仕様書5.(1)③に記載があり、該当調査のHPにも記載があるが、調査実施機関(委託先事業者)についての記載はない。
- ・仕様書5.(4)に記載があるが、提案書作成手時点で「データ審査マニュアル」が提示されていないため業務負荷が判断できない。

(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目(2項目)

- ・仕様書3.(3)に調査期間、仕様書10.に納期が掲載されていて適切と思われる。

- ・仕様書 5. (1)に具体的に記載、新規参入の妨げになるような条件ではない。

(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目(4項目)

- ・委託費の調整(増減)を行う基準や手続き等については、仕様書にも契約書(案)にも掲載が見当たらない。
- ・進捗管理については仕様書 5. (1)⑧に記載があるが、報告内容、様式については定められておらず「特に指定されていない業務の進捗についても、同様に省担当者に対して報告、調整をすること」や、5. (3)②記載のように「必要に応じて省担当者に対して報告すること。報告方法や頻度については省担当者と調整の上決定すること」の様にとどのような場面で必要になるか、またその作業量について曖昧な部分がある。
- ・仕様書記述については、曖昧な表現が散見され、作業量や費用・経費に影響を内容まで具体的に明示されるとよりよいが、業務内容は具体的に記述されている。

5. 新たに追加した項目(11項目)

- ・評価項目一覧 2.4 と 3.1 にある類似調査実績の加点が大きく、また、記載されている類似実績とする範囲が限られているように思われる。そして、政府統計調査、政府統計共同利用システムの経験等官公庁案件の経験が高い加点項目となり未経験事業者は不利である。
- ・民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や作業量等が変動した場合の委託費調整に関する記載はなかった。今後の仕様書等への記載検討が望まれる。

第 4 章 公的統計調査の民間委託

第4章 公的統計調査の民間委託

4.1 府省における民間活用の状況

4.1.1 公的統計調査における府省別の契約状況

当委員会では公的統計の市場規模を明確にするため、各府省のホームページに掲載されている調達情報又は公共調達の適正化に基づく競争入札に係る情報の公表等により落札情報を入手し、公的統計調査業務における府省別の契約状況を取りまとめている(表 4-1-1 を参照)。2022 年度、府省全体における公的統計調査業務の契約金額は 85.4 億円(83 本)となっており、直近 5 年間では、2020 年度の 96.3 億円に次いで 2 番目に多くなっている。府省別の契約金額では、総務省が最も多く 45.7 億円(12 本)、次いで経済産業省の 17.2 億円(15 本)、厚生労働省の 8.7 億円(18 本)、国土交通省の 6.9 億円(12 本)と続く。総務省が本年度に最も高い契約金額となったのは、「経済構造実態調査の実施等業務及び経済産業省企業活動基本調査の準備業務」の 20.7 億円が契約金額に含まれたことによる。

表 4-1-1 公的統計調査業務の府省別の契約状況

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
内閣府	契約金額	3.5	4.5	6.8	2.1	2.4
	(2018年度比)	—	(+1.0)	(+3.3)	(-1.4)	(-1.1)
	契約本数	8	8	9	7	8
	(2018年度比)	—	(0)	(+1)	(-1)	(0)
総務省	契約金額	15.9	26.4	53.8	39.9	45.7
	(2018年度比)	—	(+10.5)	(+37.9)	(+24.0)	(+29.8)
	契約本数	9	9	9	11	12
	(2018年度比)	—	(0)	(0)	(+2)	(+3)
財務省	契約金額	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	(2018年度比)	—	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	契約本数	1	1	1	1	1
	(2018年度比)	—	(0)	(0)	(0)	(0)
文部科学省	契約金額	0.2	0.1	0.2	0.1	0.3
	(2018年度比)	—	(-0.1)	(0.0)	(-0.1)	(+0.1)
	契約本数	3	1	2	1	2
	(2018年度比)	—	(-2)	(-1)	(-2)	(-1)
厚生労働省	契約金額	5.6	13.6	4.5	9.0	8.7
	(2018年度比)	—	(+8.0)	(-1.1)	(+3.4)	(+3.1)
	契約本数	20	21	14	23	18
	(2018年度比)	—	(+1)	(-6)	(+3)	(-2)
農林水産省	契約金額	3.1	4.2	3.1	3.8	3.6
	(2018年度比)	—	(+1.1)	(0.0)	(+0.7)	(+0.5)
	契約本数	12	11	10	14	13
	(2018年度比)	—	(-1)	(-2)	(+2)	(+1)
経済産業省	契約金額	18.8	13.1	19.5	18.7	17.2
	(2018年度比)	—	(-5.7)	(+0.7)	(-0.1)	(-1.6)
	契約本数	26	21	22	19	15
	(2018年度比)	—	(-5)	(-4)	(-7)	(-11)
国土交通省	契約金額	15.3	8.0	7.8	7.4	6.9
	(2018年度比)	—	(-7.3)	(-7.5)	(-7.9)	(-8.4)
	契約本数	15	11	11	11	12
	(2018年度比)	—	(-4)	(-4)	(-4)	(-3)
環境省	契約金額	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1
	(2018年度比)	—	(0.0)	(-0.2)	(-0.1)	(-0.2)
	契約本数	4	4	2	3	2
	(2018年度比)	—	(0)	(-2)	(-1)	(-2)
法務省	契約金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(2018年度比)	—	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	契約本数	0	0	0	0	0
	(2018年度比)	—	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	契約金額	63.2	70.6	96.3	81.6	85.4
	(2018年度比)	—	(+7.4)	(+33.1)	(+18.4)	(+22.2)
	経済センサスを除く	63.2	70.6	78.8	60.6	85.0
	(2018年度比)	—	(+7.4)	(+15.6)	(-2.6)	(+21.8)
	契約本数	98	87	80	90	83
(2018年度比)	—	(-11)	(-18)	(-8)	(-15)	

注 1 表中の単位は契約金額:億円、契約本数:本となっている。

注 2 契約金額は府省より公表されたものを使用しており、消費税増税後の契約変更等は反映していない。

注 3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注 4 契約金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

4.1.2 公的統計調査業務の委託先別の契約状況

公的統計調査業務の委託先別の契約状況では、一貫してJ M R A会員社の契約金額が最も高くなっている。委託先別の平均単価について、昨年はシンクタンクが5.1億円で最も高かったものの、2022年度はJ M R A会員社が1.7億円で最も高く、シンクタンクは1.0億円となった。「経済構造実態調査の実施等業務及び経済産業省企業活動基本調査の準備業務」(20.7億円)が含まれたこともあり、2022年度のJ M R A会員社の契約金額は76.4億円と直近5年で最も多くなっている。

表 4-1-2 公的統計調査業務の委託先別の契約状況

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
J M R A	契約金額	40.3	45.6	61.1	50.1	76.4
	契約本数	41	37	39	48	45
	平均単価	1.0	1.2	1.6	1.0	1.7
シンクタンク	契約金額	12.0	14.6	25.3	20.5	2.0
	契約本数	8	11	6	4	2
	平均単価	1.5	1.3	4.2	5.1	1.0
その他民間	契約金額	10.3	10.0	9.4	10.4	6.4
	契約本数	42	33	29	34	30
	平均単価	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2
団体	契約金額	0.6	0.4	0.5	0.6	0.6
	契約本数	7	6	6	4	6
	平均単価	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	契約金額	63.2	70.6	96.3	81.6	85.4
	契約本数	98	87	80	90	83
	平均単価	0.6	0.8	1.2	0.9	1.0

注1 表中の契約金額は単位:億円、契約本数は単位:本となっている。

注2 契約金額は府省より公表されたものを使用しており、消費税増税後の契約変更は考慮していない。

注3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注4 契約金額は小数点第2位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

4.1.3 公共サービス改革法が適用されている公的統計調査業務の契約状況

公共サービス改革法(以下、「公サ法」という)案件の契約金額は8.7億円(12本)となっている。委託先別では、J M R A会員社が契約金額5.7億円(7本)と65.2%のシェアを占めており、2019年度以降58%前後でほぼ横ばいだったシェアが増加に転じている。

表 4-1-3 公サ法が適用されている公的統計調査業務の委託先別の契約状況

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
J M R A	契約金額	10.3	6.6	6.8	4.9	5.7
	契約本数	11	10	11	5	7
シンクタンク	契約金額	0.0	2.7	2.7	0.0	0.0
	契約本数	0	1	1	0	0
その他民間	契約金額	1.1	1.8	1.9	3.2	2.7
	契約本数	3	4	4	5	3
団体	契約金額	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
	契約本数	2	2	2	2	2
合計	契約金額	11.7	11.4	11.7	8.5	8.7
	契約本数	16	17	18	12	12

注1 表中の契約金額は単位:億円、契約本数は単位:本となっている。

注2 契約金額は府省より公表されたものを使用しており、消費税増税後の契約変更は考慮していない。

注3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注4 契約金額は小数点第2位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

4.2 J M R A 会員社における資格保有の状況

4.2.1 民間調査会社の I S O 20252 の認証取得状況

I S O 20252 は、2019 年 2 月に第 3 版への改定で認証範囲が拡大し、同年 10 月に J I S 化されたことで、国内では J I S Y 20252 としての認証に切り替わった。2023 年 3 月末時点での認証取得社数は 9 社となっており、2022 年 3 月の時点から 2 社減少となった。

公的統計調査業務の民間委託がより一層拡大していく中で、受け皿となる民間調査会社に求められるのは正確なデータを提供することであり、市場・世論・社会調査及びデータ分析サービスの国際標準である J I S Y 20252 の必要性が一層高まるものと考えられる。当委員会では、J I S Y 20252 の普及促進活動を担っている I S O / T C 225 国内委員会兼マーケティング・リサーチ規格認証協議会と歩調を合わせ、J M R A 内外に対して J I S Y 20252 の取得メリットを伝えるとともに、認証取得社数の拡大に寄与していく所存である。

4.2.2 J M R A 会員社における社員の資格保有状況

J M R A 会員社における統計の専門知識を有する人材の確保状況を把握するため、会員社調査にて日本統計学会の「専門統計調査士」「統計調査士」、社会調査協会の「専門社会調査士」「社会調査士」の資格保有状況を調査している。2022 年の結果をみると、専門統計調査士の資格保有者が 274 人(回答社 18 社)、統計調査士が 213 人(同 19 社)、専門社会調査士が 37 人(同 7 社)、社会調査士が 47 人(同 12 社)となっている。統計調査における民間事業者の積極的な活用が推進されている状況の中、受け皿となる民間調査会社では統計調査の実務に必要な知識を持った人材を十分に確保しておくことが重要だと考えている。

J M R A では、2014 年度以降、会員社向けに「専門統計調査士」「統計調査士」の資格取得に向けた受験対策講座を実施してきたが、コロナ禍の影響もあり、2020 年度以降、集合型の対策講座は中止となっている。

2022 年より、「専門統計調査士」「統計調査士」の試験が紙媒体を利用した従来の試験から C B T (Computer Based Testing) 方式に移行されたこともあり、今後、統計人材の育成に向けて新たな取り組みを検討していく。

4.3 第Ⅳ期公的統計基本計画の概要と当委員会の対応方針について

国はおおむね 5 年ごとに、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。))を策定している。本項は、令和 5 年度(2023 年度)を始期とする新たな基本計画(以下「第Ⅳ期基本計画」という。))が令和 5 年 3 月 28 日閣議決定されたことにもない、第Ⅳ期基本計画の概要と基本計画内で述べられている民間事業者との協働、民間事業者への期待がうたわれた事項を整理し当委員会の今後の対応方針を示すものである。

4.3.1 第Ⅳ期基本計画の概要

(1) 策定の背景

平成 30 年度(2018 年度)を始期とする「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「第Ⅲ期基本計画」という。)は、平成 28 年(2016 年)12 月に決定された「統計改革の基本方針」を受けて、1 年前倒しして平成 30 年度(2018 年度)を始期として策定された。第Ⅲ期基本計画には、GDP を軸とした経済統計改善、EBPM 推進体制の構築等統計改革の推進を図るための各種施策が示された。また期間中において、毎月勤労統計調査と建設工事受注動態統計調査において不適切事案が発生し、公的統計への信頼低下に対応するために、統計委員会が建議を行い、基本計画を変更し、公的統計の総合的品質向上を目指した取組が緒に就いたところである。

第Ⅲ期基本計画では、EBPM や統計ニーズへの対応、国民経済計算・経済統計の改善、国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上、ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進、統計改善の推進に向けた基盤整備・強化を基本的な視点として、各種施策が推進された。特に、国民経済計算・経済統計の改善には、企業側の報告しやすい情報をデータとして使用することによる精度向上や基礎統計と GDP の対応関係の明確化等が求められた。また、効率的な利用を目的とした政府統計共同利用システムや大規模災害発生時への備えも行われた。統計の品質確保・向上に関しては、総合的品質管理の考えに基づく PDCA サイクルの確立や統計作成プロセスの改善、職場風土の確立等が推進された。

(2) 策定方針と全体構成

第Ⅲ期基本計画による取り組みには一定の成果があったが、引き続きデジタル経済やグローバル化により社会経済情勢は変化し、公的統計には多様なニーズや課題が山積している。公的統計の品質確保・向上に取り組むため、政府は社会や統計ユーザー等を第一に考え、課題解決に向けて取り組む必要があるとした。

これらの背景を踏まえ、第Ⅳ期基本計画は、次の構成及び内容にて策定された。

第1 施策展開に当たっての基本的な方針

「総合的な品質の高い公的統計」の適時かつ確実な提供を目指す

＜基本的な視点＞

1. 社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進
2. 統計の国際比較可能性の向上
3. ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
4. 品質の高い統計の作成のための基盤整備
5. デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計の作成

第2 公的統計の整備に関する事項

- ・ 国民経済計算について、GDPの精度の向上、SUT体系への移行の計画的推進
- ・ サービス産業を対象とした月次基幹統計の整備に向けた検討
- ・ 経済のデジタル化等の実態を把握するための新たな枠組の検討
- ・ 国民経済計算の新たな国際基準に係る国際的な議論への積極的関与
- ・ SDGグローバル指標について、新しい情報源の活用可能性の検討も含めた整備推進
- ・ 外国人の雇用・労働に係る統計の整備

第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備

- ・ 業務マニュアルの整備、統計作成のPDCAサイクルの確立等品質管理の取組の推進
- ・ オンライン調査の推進(オンラインによる回答割合の向上(企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指し、調査システムの改善等))、汎用集計ツールの開発等統計作成のデジタル化の推進
- ・ 政府統計ポータルサイト(e-Stat)について、データ提供の拡充、検索性向上等機能改善
- ・ 安全性を確保しつつ、調査票情報の利活用を可能とするオンサイト施設の拡大、リモートアクセスの実証実験の検討
- ・ ビッグデータの活用(ビッグデータ保有者(企業)とユーザー(行政機関)のマッチング等の場の整備等)

第4 基本計画の推進

- ・ 基本計画の推進体制、統計委員会によるフォローアップ等

4.3.2 民間事業者に関する項目・内容

第Ⅳ期基本計画において、民間事業者に直接の言及がある主な箇所は次の通りである。

該当箇所	記載内容
第2 6(5)農林水産統計のデジタル技術等による改善(第Ⅳ期基本計画本文 25p)	統計調査の現場では、調査対象者の高齢化や実査・実測の担い手の不足等、他分野の統計調査にも増して厳しい状況に直面していることから、 民間委託、オンライン回答の更なる推進、デジタルデータの有効活用等、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題 となっている。
第3 6 (1)報告者負担への配慮(同本文 45p)	統計作成において、 民間企業等が保有するビッグデータを活用 することにより、報告者に新たな負担を課すことなく、これまでの統計調査の一部を代替することができるようになる可能性がある。(略)ビッグデータの活用については、データの代表性、特性の把握、継続的な入手方法の確立、体制面や技術面の整備等の課題がある。一方、データの詳細性や速報性等の面でメリットもあり、 民間ではこの課題を克服する努力と試行錯誤が続けられていることから、行政においてもその活用に向けた努力が求められている。
【参考】公的統計の整備におけるデジタル化への対応 Ⅲ デジタル技術による統計作成の効率化・正確性向上と新たな統計の作成(新たな統計の作成)(同本文 54p)	ビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場(ビッグデータ・ポータル)を準備し、 各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータの活用の情報共有、ビッグデータの保有者である民間企業とユーザーとのマッチング等を通じ、新たな利活用事例の創出等 に向けた取組の促進を検討
別表 今後5年間に講ずる具体的施策「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」部分5 統計リソースの確保・人材育成(1) 統計リソースの確保(同本文 75p)	統計幹事を支える統計品質管理官(仮称)について、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができるよう、その体制の強化を行う。また、各府省の統計幹事及び統計品質管理官(仮称)を支えるため、学識経験者、 民間の統計や品質管理の専門家等を、技術的アドバイザーとして確保する。 (担当府省:総務省・各府省)(実施時期:令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。)
別表 今後5年間に講ずる具体的施策「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」部分5 統計リソースの確保・人材育成(4) 中央統計機構の機能向上(同本文 78p)	業務マニュアルの整備・更新や点検・評価ガイドラインに基づく事後検証(自己診断)及び統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえた対応、変更管理等について、各府省からの相談に的確に対応できるようにするため、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実する。また、これらの対応を行う際に、 専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザー機能を整備する。 (担当府省:総務省)(実施時期:令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。)

<p>別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策「第 3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」部分 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組(1)報告者負担への配慮(本文 79p)</p>	<p>ビッグデータを活用した試行的な取組(ビッグデータ・トライアル)を行うため、ビッグデータを試験的に利用(ビッグデータ・シェアリング)できる場やビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場(ビッグデータ・ポータル)の準備等効果的な環境整備を行う。このうち、ビッグデータ・ポータルにおいては、各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータの活用に関し、情報共有、関係者同士のマッチング、新たな利活用事例の創出等に向けた取組の促進を検討するとともに、ビッグデータ・ポータルを利用する利用者のニーズ等も踏まえ、情報のアップデートや機能の追加・強化等、必要な対応を随時行う。また、ビッグデータ・シェアリングの実施に向け、主にビッグデータの保有者である民間企業と連携しつつ、データ分析に係るイベント等を随時開催する等、関係者のネットワークの構築を図るための取組を検討する。</p>
--	---

4.3.3 基本計画への当委員会の対応方針

前項に記載した第Ⅳ期基本計画における民間事業者への要請は、概ね次の 3 つの点に集約される。

- ・調査実施者(府省、地方公共団体・調査員等)、調査報告者負担の軽減
- ・調査実施プロセス、品質に関する専門的見地からの助言・サポート
- ・「ビッグデータ」の活用

調査実施者の負担軽減については、課題の大半が統計担当職員の減少、統計調査員の高齢化やなり手不足に起因することから、オンラインや郵送による民間事業者を調査実施機関とする調査への転換を支援する。府省の仕様変更相談等にこれまで同様積極的に応じる。一方、調査の内容、規模によっては府省、地方公共団体の統計担当職員、統計調査員が重要な担い手であり続ける。これらの課題に関しては、限られた人的リソースの中、複数の統計調査を同時に担当することの多い地方公共団体の統計担当職員や統計調査員を対象とした研修等を通じてサポートする余地があると考えている。

調査報告者負担の軽減については、改良が重ねられている民間事業者のオンライン調査技術の応用が有効であると考ええる。また、発展の目覚ましい AI や機械学習等の新技術、民間調査会社の調査実施プロセスやデータ質確保の動向、ビッグデータの活用方法等、統計調査の実務に有用と思われる取り組みについて、当委員会で自ら研究した成果や先進企業・団体との交流により得られた知見を講演会等で情報発信することを検討していく。

さらに、新技術の知見や技術を持つ企業が公的統計市場に参画しやすい環境を作るため、参入障壁となる課題を明らかにして、改善策の提案を行っていく。

当委員会は、第Ⅳ期基本計画の冒頭で述べられている「公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える社会の重要な情報基盤として社会で利用されるものでなければなら

ない。」という基本理念を実現するため、これらの活動を通じ調査実務の専門機関としての役割を果たしていくとともに、産学官の橋渡し役として活動していく所存である。